

令和7年 2月17日開会
令和7年 月 日閉会

令和7年第1回北広島市議会定例会

議 案 書

北 広 島 市

議 件

- 同意案第 1 号 北広島市及び石狩教育研修センター組合公平委員会委員の選任について
- 議案第 1 号 北広島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 2 号 北広島市西部地区義務教育学校設置基本構想策定検討委員会設置条例の制定について
- 議案第 3 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第 4 号 北広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 北広島市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例及び北広島市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 北広島市建築確認申請等手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 北広島市建築物エネルギー消費性能向上計画等認定等申請手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 北広島市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 北広島市レンタサイクル条例を廃止する条例について
- 議案第 11 号 市道路線の認定について
- 議案第 12 号 消防通信指令事務の委託について
- 議案第 13 号 令和 6 年度北広島市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 14 号 令和 6 年度北広島市一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 15 号 令和 6 年度北広島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 16 号 令和 6 年度北広島市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 17 号 令和 6 年度北広島市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 18 号 令和 6 年度北広島市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 19 号 令和 7 年度北広島市一般会計予算
- 議案第 20 号 令和 7 年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 21 号 令和 7 年度北広島市霊園事業特別会計予算
- 議案第 22 号 令和 7 年度北広島市介護保険特別会計予算
- 議案第 23 号 令和 7 年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 24 号 令和 7 年度北広島市水道事業会計予算
- 議案第 25 号 令和 7 年度北広島市下水道事業会計予算

同意案第 1 号

北広島市及び石狩教育研修センター組合公平委員会委員
の選任について

下記の者を北広島市及び石狩教育研修センター組合公平委員会委員
に選任したいので、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9
条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏 名	木	元	憲	彦
	き	もと	のり	ひこ

令和 7 年 2 月 17 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

木元憲彦委員の任期満了（令和 7 年 3 月 31 日）に伴い、引き続き
選任するものです。

議案第 1 号

北広島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

北広島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定いたしたい。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 7 号）の施行に伴う児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）の改正により創設された乳児等通園支援事業について、必要な事項を定めるものです。

北広島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第20条)
- 第2章 乳児等通園支援事業
 - 第1節 通則(第21条)
 - 第2節 一般型乳児等通園支援事業(第22条—第25条)
 - 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業(第26条・第27条)
- 第3章 雑則(第28条・第29条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(最低基準の目的等)

第3条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。))の管理者を含む。以下同じ。)が乳児等通園支援を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う当該乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
- 7 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業を運営するに当たっては、北広島市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年北広島市条例第4号)第2条第2号に規定する暴力団員の支配を受け、又はこれと密接な関係を有してはならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害対策)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に対する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席

を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{きんざん}に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する

方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるもの

に該当しないものをいう。

- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は家庭的保育事業等を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)が当該施設又は家庭的保育事業等に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物にあっては次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物にあっては次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

		<ul style="list-style-type: none"> 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けら

れていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下この号及び次号において「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。)の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年北海道条例第108号)(保育所に係るものに限る。)
- (2) 認定こども園 北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例(平成18年北海道条例第78号)
- (3) 家庭的保育事業等を行う事業所 北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年北広島市条例第34号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第2号

北広島市西部地区義務教育学校設置基本構想策定検討委員会
設置条例の制定について

北広島市西部地区義務教育学校設置基本構想策定検討委員会設置条例を別紙のとおり制定いたしたい。

令和7年2月17日提出

北広島市長 上野正三

提案理由

西部地区義務教育学校設置基本構想の策定について調査審議するため、北広島市西部地区義務教育学校設置基本構想策定検討委員会を設置し、その組織及び会議の運営等について、必要な事項を定めるものです。

北広島市西部地区義務教育学校設置基本構想策定検討委員会設置条例

(設置)

第1条 本市の西部地区義務教育学校の設置に係る基本構想(次条において「西部地区義務教育学校設置基本構想」という。)の策定に関し必要な検討を行うため、北広島市西部地区義務教育学校設置基本構想策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、西部地区義務教育学校設置基本構想の策定について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者
- (3) 市立学校の教職員
- (4) 社会教育関係者
- (5) 自治会又は町内会の代表者又はその推薦を受けた者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の特例)

第6条 委員長は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがないときその他やむを得ない理由があるときは、議事の概要を記載した書面を回付して委員の賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員

会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(この条例の失効)
- 2 この条例は、委員会が第2条に規定する調査審議を終了した日限り、その効力を失う。

議案第 3 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

北広島市行政不服審査会条例（平成 27 年北広島市条例第 31 号）、北広島市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 19 年北広島市条例第 3 号）、北広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年北広島市条例第 25 号）、北広島市職員の給与に関する条例（昭和 26 年広島村条例第 7 号）、北広島市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成 26 年北広島市条例第 42 号）、北広島市特定ホテル建築規制条例（平成 16 年北広島市条例第 17 号）及び北広島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和 53 年広島町条例第 40 号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 7 年 2 月 17 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(北広島市行政不服審査会条例の一部改正)

第1条 北広島市行政不服審査会条例(平成27年北広島市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第8条 第6条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第8条 第6条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(北広島市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 北広島市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成19年北広島市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第16条 第14条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第16条 第14条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(北広島市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第3条 北広島市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年北広島市条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (北広島市個人情報保護条例の廃止)</p> <p>2 略 (経過措置)</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を附則第2項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) 略</p> <p>6 略</p> <p>7 附則第5項第1号に掲げる者又は附則第2項の規定の施行前において旧条例第13条第2項の委託の事務に従事していた者が、附則第2項の規定の施行前においてその事務に関して知り得た旧実施機関が保有していた公文書に記録されている旧個人情報を附則第2項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (北広島市個人情報保護条例の廃止)</p> <p>2 略 (経過措置)</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を附則第2項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) 略</p> <p>6 略</p> <p>7 附則第5項第1号に掲げる者又は附則第2項の規定の施行前において旧条例第13条第2項の委託の事務に従事していた者が、附則第2項の規定の施行前においてその事務に関して知り得た旧実施機関が保有していた公文書に記録されている旧個人情報を附則第2項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又</p>

改正後	改正前
は盗用したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 8～15 略	は盗用したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 8～15 略

(北広島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 北広島市職員の給与に関する条例(昭和26年広島村条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第14条の3 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第14条の4 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し</p>	<p>第14条の3 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第14条の4 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し</p>

改正後	改正前
拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合 (2)及び(3) 略 6～8 略	禁錮以上の刑に処せられなかった場合 (2)及び(3) 略 6～8 略

(北広島市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部改正)
第5条 北広島市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例(平成26年北広島市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(欠格事由) 第6条 第4条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する特定非営利活動法人について、指定のために必要な手續を行わないものとする。 (1) その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの ア 略 イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ウ及びエ 略 (2)～(6) 略	(欠格事由) 第6条 第4条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する特定非営利活動法人について、指定のために必要な手續を行わないものとする。 (1) その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの ア 略 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ウ及びエ 略 (2)～(6) 略

(北広島市特定ホテル建築規制条例の一部改正)
第6条 北広島市特定ホテル建築規制条例(平成16年北広島市条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第20条 第15条の規定による市長の命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 2 略	(罰則) 第20条 第15条の規定による市長の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 2 略

(北広島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正)
第7条 北広島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例(昭和53年広島町条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 略	(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の北広島市職員の給与に関する条例第14条の4第1項第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第4号

北広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

北広島市国民健康保険税条例（平成13年北広島市条例第3号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和7年2月17日提出

北広島市長 上野正三

提案理由

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税限度額を改定するものです。

北広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北広島市国民健康保険税条例(平成13年北広島市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第3項及び第24条第1項の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 5 号

北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について

北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年北広島市条例第 34 号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 7 年 2 月 17 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号）の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年北広島市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設等(以下「搬入施設」という。)において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第21条第2項において同じ。)等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設等(以下「搬入施設」という。)において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第21条第2項において同じ。)等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 6 号

北広島市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例及び北広島市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

北広島市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年北広島市条例第 44 号）及び北広島市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例（平成 26 年北広島市条例第 45 号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 7 年 2 月 17 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 61 号）の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例及び北広島市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(北広島市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 北広島市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例(平成26年北広島市条例第44号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(職員の員数等)		(職員の員数等)	
<p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、<u>常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)</u>によること)は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上となる場合に置くべき常勤の職員の員数は、前項の規定による員数に、当該区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の部分につき2,000人までごとに同項各号に掲げる者又は介護支援専門員のうちから1人を加えた員数とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに第1項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。</p>		<p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。</p>	
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準

改正後		改正前	
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)	おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

(北広島市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例の一部改正)
 第2条 北広島市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例(平成26年北広島市条例第45号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経ること。</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経ること。</p> <p>(2)～(4) 略</p>

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

北広島市建築確認申請等手数料徴収条例の一部を改正する
条例について

北広島市建築確認申請等手数料徴収条例（平成 12 年北広島市条例
第 13 号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 7 年 2 月 17 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の一部改正に伴い、所要
の改正を行うものです。

北広島市建築確認申請等手数料徴収条例の一部を改正する条例

北広島市建築確認申請等手数料徴収条例(平成12年北広島市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前																									
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)の規定による建築物に係る確認申請その他建築確認事務に関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき徴収する手数料については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(建築物に関する確認申請等手数料)</p> <p>第2条 <u>法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知に係る手数料</u>の額は、確認申請又は計画通知1件につき、次の表に掲げるとおりとする。</p>		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)の規定による建築物に係る確認申請その他建築確認事務に関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき徴収する手数料については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(建築物に関する確認申請等手数料)</p> <p>第2条 建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の額は、確認申請又は計画通知1件につき、次の表に掲げるとおりとする。</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30平方メートル以内のもの</td> <td>7,100円(当該申請等に係る建築物が令第10条第1号、第3号又は第4号に掲げる建築物である場合(以下「確認の特例の場合」という。)にあっては、5,200円)</td> </tr> <tr> <td>30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</td> <td>13,000円(確認の特例の場合にあっては、10,000円)</td> </tr> <tr> <td>100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</td> <td>24,000円(確認の特例の場合にあっては、19,000円)</td> </tr> <tr> <td>200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>300平方メートルを超えるもの</td> <td>61,000円</td> </tr> </tbody> </table>		床面積の合計	金額	30平方メートル以内のもの	7,100円(当該申請等に係る建築物が令第10条第1号、第3号又は第4号に掲げる建築物である場合(以下「確認の特例の場合」という。)にあっては、5,200円)	30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	13,000円(確認の特例の場合にあっては、10,000円)	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	24,000円(確認の特例の場合にあっては、19,000円)	200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	35,000円	300平方メートルを超えるもの	61,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30平方メートル以内のもの</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</td> <td>19,000円</td> </tr> <tr> <td>500平方メートルを超えるもの</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table>		床面積の合計	金額	30平方メートル以内のもの	5,000円	30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	9,000円	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	15,000円	200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	19,000円	500平方メートルを超えるもの	35,000円
床面積の合計	金額																										
30平方メートル以内のもの	7,100円(当該申請等に係る建築物が令第10条第1号、第3号又は第4号に掲げる建築物である場合(以下「確認の特例の場合」という。)にあっては、5,200円)																										
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	13,000円(確認の特例の場合にあっては、10,000円)																										
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	24,000円(確認の特例の場合にあっては、19,000円)																										
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	35,000円																										
300平方メートルを超えるもの	61,000円																										
床面積の合計	金額																										
30平方メートル以内のもの	5,000円																										
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	9,000円																										
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	15,000円																										
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	19,000円																										
500平方メートルを超えるもの	35,000円																										
<p>2 前項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合</u>(次号に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>(4) <u>確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1</p>		<p>2 前項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>建築物を移転する場合</u>(次号に掲げる場合を除く。) 当該移転に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>(4) <u>確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転する場合</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1</p>																									
<p>3 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号イ又はロに掲げる基準に適合する</u></p>																											

改正後		改正前									
<p>かどうかの審査をする場合にあっては、一の建築物につき、次の表に掲げる金額をそれぞれ第1項に定める額に加算した金額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一戸建ての住宅</td> <td>6,200円</td> </tr> <tr> <td>共同住宅</td> <td>24,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	一戸建ての住宅	6,200円	共同住宅	24,000円				
区分	金額										
一戸建ての住宅	6,200円										
共同住宅	24,000円										
<p>(建築設備に関する確認申請等手数料)</p> <p>第2条の2 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知に係る手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 建築設備を設ける場合(次号に掲げる場合を除く。) 一の建築設備につき 7,100円</p> <p>(2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設ける場合 一の建築設備につき 4,300円</p>											
<p>(工作物に関する確認申請等手数料)</p> <p>第3条 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項又は法第18条第2項の規定による確認の申請又は計画の通知に係る手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 工作物を築造する場合(次号に掲げる場合を除く。) 一の工作物につき 8,000円</p> <p>(2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 一の工作物につき 4,000円</p>		<p>(工作物に関する確認申請等手数料)</p> <p>第3条 工作物に関する確認申請又は計画通知手数料の額は、確認申請又は計画通知1件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 工作物を築造する場合(次号に掲げる場合を除く。) 8,000円</p> <p>(2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 4,000円</p>									
<p>(構造計算適合性判定に関する審査申請手数料)</p> <p>第4条 法第6条の3第1項又は法第18条第4項の規定による構造計算適合性判定に関する審査申請手数料の額は、審査申請1件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第20条第2号イに規定する方法による場合 15万円</p> <p>(2) 法第20条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによる場合 10万円</p>		<p>(構造計算適合性判定に関する審査申請手数料)</p> <p>第4条 構造計算適合性判定に関する審査申請手数料の額は、審査申請1件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第20条第2号イに規定する方法による場合 150,000円</p> <p>(2) 法第20条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによる場合 100,000円</p>									
<p>(建築物に関する完了検査申請手数料)</p> <p>第5条 法第7条第4項又は法第18条第21項の規定による完了検査の申請手数料の額は、完了検査申請1件につき、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30平方メートル以内のもの</td> <td>14,000円(確認の特例の場合にあっては、6,000円)</td> </tr> </tbody> </table>		床面積の合計	金額	30平方メートル以内のもの	14,000円(確認の特例の場合にあっては、6,000円)	<p>(建築物に関する完了検査申請等手数料)</p> <p>第5条 建築物に関する完了検査申請又は工事完了通知手数料の額は、完了検査申請又は工事完了通知1件につき、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30平方メートル以内のもの</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>		床面積の合計	金額	30平方メートル以内のもの	10,000円
床面積の合計	金額										
30平方メートル以内のもの	14,000円(確認の特例の場合にあっては、6,000円)										
床面積の合計	金額										
30平方メートル以内のもの	10,000円										

改正後		改正前	
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	16,000円(確認の特例の場合 にあつては、7,300円)	30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	12,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	22,000円(確認の特例の場合 にあつては、12,000円)	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	16,000円
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	48,000円	200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	22,000円
300平方メートルを超えるもの	65,000円	500平方メートルを超えるもの	37,000円
<p>2 前項の表の床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p> <p>(建築設備に関する完了検査申請手数料) <u>第5条の2 法第87条の4において準用する法第7条第4項又は法第18条第21項の規定による検査の申請手数料の額は、一の建築設備につき、1万4,000円とする。</u></p> <p>(工作物に関する完了検査申請手数料) <u>第6条 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第4項又は法第18条第21項の規定による検査の申請手数料の額は、一の工作物につき、9,000円とする。</u></p> <p>(仮使用認定申請手数料) <u>第6条の2 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は法第18条第38項第1号若しくは第2号(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)に該当することによる認定の申請手数料の額は、仮使用認定申請1件につき、9万9,000円とする。</u></p> <p>(建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料) <u>第6条の3 法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請手数料の額は、建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請1件につき、3万1,000円とする。</u></p> <p>(仮設興行場等建築許可申請手数料) <u>第7条 法第85条第6項の規定による許可の申請手数料の額は、仮設興行場等建築許可申請1件につき、12万円とする。</u></p>		<p>2 前項の表の床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転した場合にあつては、当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p> <p>(工作物に関する完了検査申請等手数料) <u>第6条 工作物に関する完了検査申請又は工事完了通知手数料の額は、完了検査申請又は工事完了通知1件につき9,000円とする。</u></p> <p>(仮設建築物建築許可申請手数料) <u>第7条 仮設建築物に関する建築許可申請手数料の額は、仮設建築物建築許可申請1件につき、120,000円とする。</u></p>	

改正後		改正前	
(一定の複数建築物の認定及び認定の取消申請手数料) 第8条 一定の複数建築物の認定及び認定の取消申請手数料の額は、認定及び認定の取消申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。この場合において、複数建築物の認定及び認定の取消しを受けようとする建築物の数には、用途上不可分の付属建築物を含めない。		(一定の複数建築物の認定及び認定の取消し申請手数料) 第8条 一定の複数建築物の認定及び認定の取消し申請手数料の額は、認定及び認定の取消し申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。この場合において、複数建築物の認定及び認定の取消しを受けようとする建築物の数には、用途上不可分の付属建築物を含めない。	
区分	金額	区分	金額
法第86条第1項の規定による1団地内に1又は2以上の構えを成す建築物に関する特例の認定の申請手数料	建築物の数が1又は2である場合にあっては78,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては78,000円に2を超える建築物の数に30,000円を乗じて得た額を加算した額	総合的設計による1団地の建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が2である場合にあっては78,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては78,000円に2を超える建築物の数に30,000円を乗じて得た額を加算した額
法第86条第2項の規定による一定の1団地の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として総合的見地からした設計による建築物に関する特例の認定の申請手数料	建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に30,000円を乗じて得た額を加算した額	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に30,000円を乗じて得た額を加算した額
法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請手数料	建築物(同一敷地内建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に30,000円を乗じて得た額を加算した額	同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	建築物(同一敷地内建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に30,000円を乗じて得た額を加算した額
法第86条の5第1項の規定による許可の取消しの申請手数料	6,600円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額	複数建築物の認定の取消し申請手数料	6,600円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
法第86条の8第1項の規定による全体計画の認定の申請手数料	35,000円		

改正後		改正前	
法第86条の8第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による全体計画の変更の認定の申請手数料	12,000円		
法第87条の2第1項の規定による全体計画の認定の申請手数料	35,000円		
<p>(興行場等使用許可申請手数料)</p> <p>第8条の2 <u>法第87条の3第6項の規定による興行場等の使用の許可の申請手数料の額は、許可申請1件につき、10万2,000円とする。</u></p> <p>(既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る接道制限適用除外範囲認定申請手数料)</p> <p>第8条の3 <u>令第137条の12第6項の規定による既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る範囲の認定の申請手数料の額は、認定申請1件につき、3万1,000円とする。</u></p> <p>(既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る道路内建築制限適用除外範囲認定申請手数料)</p> <p>第8条の4 <u>令第137条の12第7項の規定による既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る道路内の建築に関する制限の適用除外に係る範囲の認定の申請手数料の額は、認定申請1件につき、3万1,000円とする。</u></p> <p>(その他の手数料)</p> <p>第9条 建築確認に係る証明手数料の種類及び額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>道路位置指定証明(法第42条第1項第5号の規定による指定を受けた道路に係るものに限る。)</u> 1通につき 1,200円</p>		<p>(その他の手数料)</p> <p>第9条 建築確認に係る証明手数料の種類及び額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正後の北広島市建築確認申請等手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後にする申請等に係る手数料について適用し、同日前の申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 8 号

北広島市建築物エネルギー消費性能向上計画等認定等申請手数料徴収条例の一部を改正する条例について

北広島市建築物エネルギー消費性能向上計画等認定等申請手数料徴収条例（平成 28 年北広島市条例第 31 号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 7 年 2 月 17 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市建築物エネルギー消費性能向上計画等認定等申請手数料徴収条例の一部を改正する条例

北広島市建築物エネルギー消費性能向上計画等認定等申請手数料徴収条例(平成28年北広島市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="272 439 703 533"><u>北広島市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料徴収条例</u></p> <p data-bbox="220 573 296 600">(趣旨)</p> <p data-bbox="188 607 802 808">第1条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)の規定による<u>建築物エネルギー消費性能適合性判定等</u>に関し、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき徴収する手数料</u>については、この条例の定めるところによる。</p> <p data-bbox="220 920 296 947">(定義)</p> <p data-bbox="188 954 802 1016">第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="220 1023 379 1050">(1)～(4) 略</p> <p data-bbox="220 1057 802 1294">(5) 計画適合証 建築物エネルギー消費性能向上計画計画(<u>法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。</u>)が<u>法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類</u>であって、次に掲げる機関(次号アにおいて「登録住宅性能評価機関等」という。)が交付するものをいう。</p> <p data-bbox="244 1301 323 1328">ア 略</p> <p data-bbox="244 1335 802 1397">イ <u>法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u></p> <p data-bbox="220 1404 316 1431">(6) 略</p>	<p data-bbox="898 439 1329 533"><u>北広島市建築物エネルギー消費性能向上計画等認定等申請手数料徴収条例</u></p> <p data-bbox="845 573 922 600">(趣旨)</p> <p data-bbox="813 607 1428 880">第1条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)の規定による<u>建築物エネルギー消費性能向上計画(法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。)</u>等の<u>認定等の申請</u>に関し、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき徴収する手数料</u>については、この条例の定めるところによる。</p> <p data-bbox="845 920 922 947">(定義)</p> <p data-bbox="813 954 1428 1016">第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="845 1023 1005 1050">(1)～(4) 略</p> <p data-bbox="845 1057 1428 1227">(5) 計画適合証 建築物エネルギー消費性能向上計画が<u>法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類</u>であって、次に掲げる機関(次号アにおいて「登録住宅性能評価機関等」という。)が交付するものをいう。</p> <p data-bbox="869 1301 949 1328">ア 略</p> <p data-bbox="869 1335 1428 1397">イ <u>法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u></p> <p data-bbox="845 1404 941 1431">(6) 略</p> <p data-bbox="845 1438 1428 1541">(7) <u>標準入力法</u> 次のア及びイに掲げる認定の区分に応じ、当該ア及びイに定める基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。</p> <p data-bbox="869 1547 1428 1812">ア <u>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る認定を含む。次号アにおいて同じ。)</u> 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準</p> <p data-bbox="869 1818 1428 1921">イ <u>建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定</u> 基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準</p> <p data-bbox="845 1928 1428 2018">(8) <u>モデル建物法</u> 次のア及びイに掲げる認定の区分に応じ、当該ア及びイに定める基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。</p>

改正後		改正前																								
<p>(建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の額)</p> <p>第2条の2 法第11条第1項又は第12条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の額は、判定1件につき、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 当該一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、次の表に掲げる額</p>		<p>ア 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定 基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準</p> <p>(建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の額)</p> <p>第2条の2 法第12条第1項又は第13条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の額は、判定1件につき、当該非住宅建築物全体の床面積の合計の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積</th> <th>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合における金額</th> <th>基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合における金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200平方メートル未満のもの</td> <td>31,000円</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td>200平方メートル以上のもの</td> <td>35,000円</td> <td>26,000円</td> </tr> </tbody> </table>		床面積	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合における金額	基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合における金額	200平方メートル未満のもの	31,000円	23,000円	200平方メートル以上のもの	35,000円	26,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th> <th>標準入力法により判定を受ける場合における金額</th> <th>モデル建物法により判定を受ける場合における金額</th> <th>標準入力法又はモデル建物法以外により判定を受ける場合における金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300平方メートル未満のもの</td> <td>212,000円</td> <td>81,000円</td> <td>8,700円</td> </tr> <tr> <td>300平方メートル以上のもの</td> <td>266,000円</td> <td>103,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table>				床面積の合計	標準入力法により判定を受ける場合における金額	モデル建物法により判定を受ける場合における金額	標準入力法又はモデル建物法以外により判定を受ける場合における金額	300平方メートル未満のもの	212,000円	81,000円	8,700円	300平方メートル以上のもの	266,000円	103,000円	15,000円
床面積	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合における金額	基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合における金額																								
200平方メートル未満のもの	31,000円	23,000円																								
200平方メートル以上のもの	35,000円	26,000円																								
床面積の合計	標準入力法により判定を受ける場合における金額	モデル建物法により判定を受ける場合における金額	標準入力法又はモデル建物法以外により判定を受ける場合における金額																							
300平方メートル未満のもの	212,000円	81,000円	8,700円																							
300平方メートル以上のもの	266,000円	103,000円	15,000円																							
<p>(2) 共同住宅等 当該共同住宅等全体の床面積の合計の区分に応じ、次の表に掲げる額</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th> <th>基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合における金額</th> <th>基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合における金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300平方メートル未満のもの</td> <td>64,000円</td> <td>47,000円</td> </tr> <tr> <td>300平方メートル以上のもの</td> <td>107,000円</td> <td>79,000円</td> </tr> </tbody> </table>		床面積の合計	基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合における金額	基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合における金額	300平方メートル未満のもの	64,000円	47,000円	300平方メートル以上のもの	107,000円	79,000円																
床面積の合計	基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合における金額	基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合における金額																								
300平方メートル未満のもの	64,000円	47,000円																								
300平方メートル以上のもの	107,000円	79,000円																								
<p>(3) 非住宅建築物 当該非住宅建築物全体の床面積の合計の区分に応じ、次の表に掲げる額</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th> <th>基準省令第1条第1項第1</th> <th>基準省令第1条第1項第1</th> <th>第2欄及び第3欄に規定す</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		床面積の合計	基準省令第1条第1項第1	基準省令第1条第1項第1	第2欄及び第3欄に規定す																					
床面積の合計	基準省令第1条第1項第1	基準省令第1条第1項第1	第2欄及び第3欄に規定す																							

改正後				改正前																																	
	号イに適合している旨の判定を受ける場合における金額	号ロに適合している旨の判定を受ける場合における金額	る判定以外の判定を受ける場合における金額																																		
300平方メートル未満のもの	211,000円	80,000円	8,700円																																		
300平方メートル以上のもの	265,000円	103,000円	15,000円																																		
<p>(建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る変更手数料の額)</p> <p>第2条の3 法第11条第2項又は第12条第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の額は、判定1件につき、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 当該一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、次の表に掲げる額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積</th> <th>基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合における金額</th> <th>基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合における金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200平方メートル未満のもの</td> <td>18,000円</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>200平方メートル以上のもの</td> <td>19,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 共同住宅等 当該共同住宅等全体の床面積の合計の区分に応じ、次の表に掲げる額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th> <th>基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合における金額</th> <th>基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合における金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300平方メートル未満のもの</td> <td>36,000円</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td>300平方メートル以上のもの</td> <td>62,000円</td> <td>49,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 非住宅建築物 当該非住宅建築物全体の床面積の合計の区分に応じ、次の表に掲げる額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th> <th>標準入力法により判定を受ける場合における金額</th> <th>モデル建物法により判定を受ける場合における金額</th> <th>標準入力法又はモデル建物法以外により判定を受ける場合における金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300平方メートル未満のもの</td> <td>110,000円</td> <td>45,000円</td> <td>8,700円</td> </tr> <tr> <td>300平方メートル以上のもの</td> <td>140,000円</td> <td>59,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table>				床面積	基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合における金額	基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合における金額	200平方メートル未満のもの	18,000円	14,000円	200平方メートル以上のもの	19,000円	15,000円	床面積の合計	基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合における金額	基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合における金額	300平方メートル未満のもの	36,000円	28,000円	300平方メートル以上のもの	62,000円	49,000円	床面積の合計	標準入力法により判定を受ける場合における金額	モデル建物法により判定を受ける場合における金額	標準入力法又はモデル建物法以外により判定を受ける場合における金額	300平方メートル未満のもの	110,000円	45,000円	8,700円	300平方メートル以上のもの	140,000円	59,000円	15,000円	<p>(建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る変更手数料の額)</p> <p>第2条の3 法第12条第2項又は第13条第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の額は、判定1件につき、当該非住宅建築物全体の床面積の合計の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。</p>			
床面積	基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合における金額	基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合における金額																																			
200平方メートル未満のもの	18,000円	14,000円																																			
200平方メートル以上のもの	19,000円	15,000円																																			
床面積の合計	基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合における金額	基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合における金額																																			
300平方メートル未満のもの	36,000円	28,000円																																			
300平方メートル以上のもの	62,000円	49,000円																																			
床面積の合計	標準入力法により判定を受ける場合における金額	モデル建物法により判定を受ける場合における金額	標準入力法又はモデル建物法以外により判定を受ける場合における金額																																		
300平方メートル未満のもの	110,000円	45,000円	8,700円																																		
300平方メートル以上のもの	140,000円	59,000円	15,000円																																		

改正後				改正前			
床面積の合計	基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を受ける場合における金額	基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を受ける場合における金額	第2欄及び第3欄に規定する判定以外の判定を受ける場合における金額				
300平方メートル未満のもの	110,000円	44,000円	8,700円				
300平方メートル以上のもの	140,000円	59,000円	15,000円				

(建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明に係る手数料の額)

第2条の4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第13条の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更^{に該当していることを証する書面の交付に係る手数料の額は、交付1件につき、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額とする。}

(1) 一戸建ての住宅 当該一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、次の表に掲げる額

床面積	基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合における金額	基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けた場合における金額
200平方メートル未満のもの	18,000円	14,000円
200平方メートル以上のもの	19,000円	15,000円

(2) 共同住宅等 当該共同住宅等全体の床面積の合計の区分に応じ、次の表に掲げる額

床面積の合計	基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合における金額	基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けた場合における金額
300平方メートル未満のもの	36,000円	28,000円

(建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明に係る手数料の額)

第2条の4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更^{に該当していることを証する書面の交付に係る手数料の額は、交付1件につき、当該非住宅建築物全体の床面積の合計の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。}

床面積の合計	標準入力法により判定を受けた場合における金額	モデル建物法により判定を受けた場合における金額	標準入力法又はモデル建物法以外により判定を受けた場合における金額
300平方メートル未満のもの	110,000円	45,000円	8,700円
300平方メートル以上のもの	140,000円	59,000円	15,000円

改正後				改正前		
300平方メートル以上のもの	62,000円		49,000円			
(3) 非住宅建築物 当該非住宅建築物全体の床面積の合計の区分に応じ、次の表に掲げる額						
床面積の合計	基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を受けた場合における金額	基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を受けた場合における金額	基準省令第1条第1項第1号ハに適合している旨の判定を受けた場合における金額	第2欄及び第3欄に規定する判定以外の場合における金額		
300平方メートル未満のもの	110,000円	44,000円	8,700円			
300平方メートル以上のもの	140,000円	59,000円	15,000円			
(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に係る手数料の額)				(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に係る手数料の額)		
第3条 法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る手数料の額は、申請1件につき、次の各号に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の区分に応じ、当該各号に定める額とする。				第3条 法第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る手数料の額は、申請1件につき、次の各号に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の区分に応じ、当該各号に定める額とする。		
(1) 一戸建ての住宅 当該一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、次の表に掲げる額				(1) 一戸建ての住宅 当該一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、次の表に掲げる額		
床面積	基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けた場合における金額	基準省令第10条第2号イ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けた場合における金額	基準省令第10条第2号イ(2)に適合している旨の判定を受けた場合における金額	計画適合証を添付して申請する場合における金額		計画適合証を添付して申請する場合における金額
200平方メートル未満のもの	31,000円	23,000円	16,000円	4,300円		5,000円
200平方メートル以上のもの	35,000円	26,000円	17,000円	4,300円		5,000円
床面積	金額		計画適合証を添付して申請する場合における金額			
200平方メートル未満のもの	36,000円		5,000円			
200平方メートル以上のもの	40,000円		5,000円			

改正後					改正前			
(2) 共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分 当該住戸の部分に係る床面積の合計の区分に 応じ、次の表に掲げる額					(2) 共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分 当該住戸の部分に係る床面積の合計の区分に 応じ、次の表に掲げる額			
床面積の 合計	基準省令 第10条第 2号イ(1) 及びロ (1)に適 合してい る旨の判 定を受け る場合に おける金 額	基準省令 第10条第 2号イ(1) 及びロ (2)又は 同号イ (2)及び ロ(1)に 適合して いる旨の 判定を受 ける場合 における 金額	基準省令 第10条第 2号イ(2) 及びロ (2)に適 合してい る旨の判 定を受け る場合に おける金 額	計画適合 証を添付 して申請 する場合 における 金額	床面積の合計	金額	計画適合証を添付 して申請する場合 における金額	
300平方 メートル 未満のも の	64,000円	47,000円	30,000円	8,700円	300平方メー トル未満のもの	72,000円	9,000円	
300平方 メートル 以上のも の	107,000 円	79,000円	52,000円	18,000円	300平方メー トル以上のもの	119,000円	20,000円	
(3) 共同住宅等の建築物全体 当該建築物全体 に係る次のア及びイに掲げる部分の区分に応 じ、当該ア及びイに定める額の合計額 ア 略 イ 共用部分(廊下、階段その他共用に供され るべき部分をいう。以下同じ。) 次の表に 掲げる額					(3) 共同住宅等の建築物全体 当該建築物全体 に係る次のア及びイに掲げる部分の区分に応 じ、当該ア及びイに定める額の合計額 ア 略 イ 共用部分(廊下、階段その他共用に供され るべき部分をいう。以下同じ。) <u>7万2,000</u> 円(計画適合証を添付して申請する場合にあ っては、9,000円)			
基準省令第1 0条第2号イ (1)及びロ (1)に適合し ている旨の 判定を受け る場合に おける金額	基準省令第1 0条第2号イ (1)及びロ (2)又は同 号イ(2)及 びロ(1)に 適合してい る旨の判 定を受け る場合に おける金額	基準省令第1 0条第2号イ (2)及びロ (2)に適合し ている旨の 判定を受け る場合に おける金額	計画適合証 を添付して 申請する場 合における 金額					
64,000円	47,000円	30,000円	8,700円					
(4) 非住宅建築物 当該非住宅建築物全体の床 面積の合計の区分に応じ、次の表に掲げる額					(4) 非住宅建築物 当該非住宅建築物全体の床 面積の合計の区分に応じ、次の表に掲げる額			
床面積の合計	基準省令第 10条第1号 イ(1)及び ロ(1)に適 合している 旨の判定を	基準省令第 10条第1号 イ(2)及び ロ(2)に適 合している 旨の判定を	計画適合証を 添付して申請 する場合にお ける金額		床面積の合計	標準入力法 により申請 する場合にお ける金額	モデル建物 法により申 請する場合 における金 額	計画適合証を 添付して申請 する場合にお ける金額

改正後					改正前			
	受ける場合 における金 額	受ける場合 における金 額						
300平方メー トル未満のも の	211,000円	80,000円	8,700円		300平方メー トル未満のも の	234,000円	89,000円	9,000円
300平方メー トル以上のも の	265,000円	103,000円	15,000円		300平方メー トル以上のも の	380,000円	150,000円	27,000円
<p>(5) 略</p> <p>(6) 複合建築物の建築物全体 当該建築物全体に係る次のアからウまでに掲げる部分の区分に応じ、当該アからウまでに定める額の合計額ア及びイ 略 ウ 共用部分 <u>第3号イの表に掲げる額</u></p> <p>(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に係る手数料の額)</p> <p>第4条 法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る手数料の額は、申請1件につき、次の各号に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る建築物の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更後における当該一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、次の表に掲げる額</p>					<p>(5) 略</p> <p>(6) 複合建築物の建築物全体 当該建築物全体に係る次のアからウまでに掲げる部分の区分に応じ、当該アからウまでに定める額の合計額ア及びイ 略 ウ 共用部分 <u>7万2,000円(計画適合証を添付して申請する場合にあっては、9,000円)</u></p> <p>(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に係る手数料の額)</p> <p>第4条 法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る手数料の額は、申請1件につき、次の各号に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る建築物の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更後における当該一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、次の表に掲げる額</p>			
床面積	基準省令 第10条第 2号イ(1) 及びロ (1)に適 合してい る旨の判 定を受け る場合 における 金額	基準省令 第10条第 2号イ(1) 及びロ (2)又は 同号イ (2)及び ロ(1)に 適合して いる旨の 判定を受 ける場合 における 金額	基準省令 第10条第 2号イ(2) 及びロ (2)に適 合してい る旨の判 定を受け る場合 における 金額	計画適合 証を添付 して申請 する場合 における 金額	床面積	金額	計画適合証を添付 して申請する場合 における金額	
200平方 メートル 未満のも の	18,000円	14,000円	10,000円	4,300円	200平方メー トル未満のもの	20,000円	5,000円	
200平方 メートル 以上のも の	19,000円	15,000円	10,000円	4,300円	200平方メー トル以上のもの	22,000円	5,000円	
(2) 共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分					(2) 共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分			

改正後					改正前		
建築物エネルギー消費性能向上計画の変更後における当該住戸の部分に係る床面積の合計の区分に応じ、次の表に掲げる額					建築物エネルギー消費性能向上計画の変更後における当該住戸の部分に係る床面積の合計の区分に応じ、次の表に掲げる額		
床面積の合計	基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合における金額	基準省令第10条第2号イ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合における金額	基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の判定を受ける場合における金額	計画適合証を添付して申請する場合における金額	床面積の合計	金額	計画適合証を添付して申請する場合における金額
300平方メートル未満のもの	36,000円	28,000円	19,000円	8,700円	300平方メートル未満のもの	41,000円	9,000円
300平方メートル以上のもの	62,000円	49,000円	35,000円	18,000円	300平方メートル以上のもの	70,000円	20,000円
<p>(3) 共同住宅等の建築物全体 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更後における当該建築物全体に係る次のア及びイに掲げる部分の区分に応じ、当該ア及びイに定める額の合計額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 共用部分 以下の表に掲げる額</p>					<p>(3) 共同住宅等の建築物全体 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更後における当該建築物全体に係る次のア及びイに掲げる部分の区分に応じ、当該ア及びイに定める額の合計額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 共用部分 <u>4万1,000円</u>(計画適合証を添付して申請する場合には、9,000円)</p>		
基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合における金額	基準省令第10条第2号イ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合における金額	基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の判定を受ける場合における金額	計画適合証を添付して申請する場合における金額				
36,000円	28,000円	19,000円	8,700円				
<p>(4) 非住宅建築物 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更後における当該非住宅建築物全体の床面積の合計の区分に応じ、次の表に掲げる額</p>					<p>(4) 非住宅建築物 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更後における当該非住宅建築物全体の床面積の合計の区分に応じ、次の表に掲げる額</p>		
床面積の合計	基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している	基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している	計画適合証を添付して申請する場合における金額		床面積の合計	標準入力法により申請する場合における金額	モデル建物法により申請する場合における金額

改正後				改正前																		
	旨の判定を受ける場合における金額	旨の判定を受ける場合における金額																				
300平方メートル未満のもの	110,000円	44,000円	8,700円	300平方メートル未満のもの	122,000円	49,000円	9,000円															
300平方メートル以上のもの	140,000円	59,000円	15,000円	300平方メートル以上のもの	203,000円	89,000円	27,000円															
<p>(5) 略</p> <p>(6) 複合建築物の建築物全体 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更後における当該建築物全体に係る次のアからウまでに掲げる部分の区分に応じ、当該アからウまでに定める額の合計額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 共用部分 <u>第3号イの表に掲げる額</u></p> <p>(手数料の額の加算)</p> <p>第5条 前2条に規定する申請に併せて法第30条第2項後段(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書の提出があった場合における手数料の額は、前2条の規定により算定した額に北広島市建築確認申請等手数料徴収条例(平成12年北広島市条例第13号)第2条の規定により算定した額を加算した額とする。</p>				<p>(5) 略</p> <p>(6) 複合建築物の建築物全体 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更後における当該建築物全体に係る次のアからウまでに掲げる部分の区分に応じ、当該アからウまでに定める額の合計額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 共用部分 <u>4万1,000円(計画適合証を添付して申請する場合にあっては、9,000円)</u></p> <p>(手数料の額の加算)</p> <p>第5条 前2条に規定する申請に併せて法第35条第2項後段(法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書の提出があった場合における手数料の額は、前2条の規定により算定した額に北広島市建築確認申請等手数料徴収条例(平成12年北広島市条例第13号)第2条の規定により算定した額を加算した額とする。</p> <p><u>(建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請に係る手数料の額)</u></p> <p>第6条 法第41条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に係る手数料の額は、申請1件につき、次の各号に掲げる当該認定の申請に係る建築物の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 当該一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、次の表に掲げる額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積</th> <th>金額</th> <th>基準適合証を添付して申請する場合における金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200平方メートル未満のもの</td> <td>18,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>200平方メートル以上のもの</td> <td>20,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 共同住宅等の建築物全体 当該建築物全体に係る次のア及びイに掲げる部分の区分に応じ、当該ア及びイに定める額の合計額</p> <p>ア 住戸の部分 当該住戸の部分に係る床面積の合計の区分に応じ、次の表に掲げる額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th> <th>金額</th> <th>基準適合証を添付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				床面積	金額	基準適合証を添付して申請する場合における金額	200平方メートル未満のもの	18,000円	5,000円	200平方メートル以上のもの	20,000円	5,000円	床面積の合計	金額	基準適合証を添付			
床面積	金額	基準適合証を添付して申請する場合における金額																				
200平方メートル未満のもの	18,000円	5,000円																				
200平方メートル以上のもの	20,000円	5,000円																				
床面積の合計	金額	基準適合証を添付																				

改正後	改正前														
			して申請する場合 における金額												
	300平方メートル未満のもの	34,000円	9,000円												
	300平方メートル以上のもの	59,000円	20,000円												
	<p style="text-align: center;">イ 共用部分 3万4,000円(基準適合証を添付して申請する場合にあっては、9,000円)</p> <p style="text-align: center;">(3) 非住宅建築物 当該非住宅建築物全体の床面積の合計の区分に応じ、次の表に掲げる額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">床面積の合計</th> <th style="text-align: center;">標準入力法により申請する場合における金額</th> <th style="text-align: center;">モデル建物法により申請する場合における金額</th> <th style="text-align: center;">基準適合証を添付して申請する場合における金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300平方メートル未満のもの</td> <td style="text-align: center;">234,000円</td> <td style="text-align: center;">89,000円</td> <td style="text-align: center;">9,000円</td> </tr> <tr> <td>300平方メートル以上のもの</td> <td style="text-align: center;">380,000円</td> <td style="text-align: center;">150,000円</td> <td style="text-align: center;">27,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(4) 複合建築物の建築物全体 当該建築物全体に係る次のアからウまでに掲げる部分の区分に応じ、当該アからウまでに定める額の合計額</p> <p style="text-align: center;">ア 住戸の部分 当該住戸の部分に係る床面積の合計の区分に応じ、第2号アの表に掲げる額</p> <p style="text-align: center;">イ 住宅以外の用途に供する部分 当該住宅以外の用途に供する部分に係る床面積の合計の区分に応じ、前号の表に掲げる額</p> <p style="text-align: center;">ウ 共用部分 3万4,000円(基準適合証を添付して申請する場合にあっては、9,000円)</p>			床面積の合計	標準入力法により申請する場合における金額	モデル建物法により申請する場合における金額	基準適合証を添付して申請する場合における金額	300平方メートル未満のもの	234,000円	89,000円	9,000円	300平方メートル以上のもの	380,000円	150,000円	27,000円
床面積の合計	標準入力法により申請する場合における金額	モデル建物法により申請する場合における金額	基準適合証を添付して申請する場合における金額												
300平方メートル未満のもの	234,000円	89,000円	9,000円												
300平方メートル以上のもの	380,000円	150,000円	27,000円												
(手数料の徴収又は免除) 第6条 略	(手数料の徴収又は免除) 第7条 略														
(手数料の還付) 第7条 略	(手数料の還付) 第8条 略														

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北広島市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後にする申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 9 号

北広島市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

北広島市手数料徴収条例（平成 12 年北広島市条例第 15 号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 7 年 2 月 17 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市手数料徴収条例の一部を改正する条例

北広島市手数料徴収条例(平成12年北広島市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
区分	手数料の種類	単位	金額(円)	区分	手数料の種類	単位	金額(円)
市長	(1)～(12) 略			市長	(1)～(12) 略		
	(13) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の申請				(13) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項本文の規定に基づく許可の申請		
	ア 切土又は盛土(以下「切土等」という。)をする土地の面積が500平方メートル以内のもの	1件につき	13,000		ア 切土又は盛土(以下「切土等」という。)をする土地の面積が500平方メートル以内のもの	1件につき	14,000
	イ 切土等をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき	22,000		イ 切土等をする土地の面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	25,000
	ウ 切土等をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	31,000		ウ 切土等をする土地の面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	37,000
	エ 切土等をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件につき	46,000		エ 切土等をする土地の面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	57,000
	オ 切土等をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき	58,000				
	カ 切土等をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき	78,000		オ 切土等をする土地の面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	81,000
	キ 切土等をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき	122,000		カ 切土等をする土地の面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	1件につき	136,000
	ク 切土等をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	1件につき	190,000		キ 切土等をする土地の面積が20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	1件につき	204,000
ケ 切土等をする土地の面積が40,000平方メートル以内のもの	1件につき	303,000	ク 切土等をする土地の面積が40,000平方メートル以内のもの	1件につき	306,000		

改正後			改正前		
メートルを超え70,000平方メートル以内のもの			メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの		
コ 切土等をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	1件につき	435,000	ケ 切土等をする土地の面積が70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	1件につき	408,000
サ 切土等をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき	567,000	ク 切土等をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき	511,000
(13)の2 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の申請					
ア 土石の堆積をする土地の面積が500平方メートル以内のもの	1件につき	9,000			
イ 土石の堆積をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき	11,000			
ウ 土石の堆積をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	13,000			
エ 土石の堆積をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件につき	16,000			
オ 土石の堆積をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき	22,000			
カ 土石の堆積をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき	25,000			
キ 土石の堆積をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき	31,000			
ク 土石の堆積をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	1件につき	43,000			
ケ 土石の堆積をする土地の面積が40,000平方メートルを超えるもの	1件につき	58,000			

改正後			改正前		
方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの					
コ 土石の堆積をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	1件につき	88,000			
サ 土石の堆積をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき	107,000			
<u>(13)の3 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可の申請</u>			<u>(13)の2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく変更の許可の申請</u>		
ア 切土等をする土地のうち設計を変更する土地の面積と新たに切土等をする土地の面積との合計の面積(以下「変更造成面積」という。)が500平方メートル以内のもの	1件につき	13,000	ア 切土等をする土地のうち設計を変更する土地の面積と新たに切土等をする土地の面積との合計の面積(以下「変更造成面積」という。)が500平方メートル以内のもの	1件につき	14,000
イ 変更造成面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき	22,000	イ 変更造成面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき	25,000
ウ 変更造成面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	31,000	ウ 変更造成面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	37,000
エ 変更造成面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件につき	46,000	エ 変更造成面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件につき	57,000
オ 変更造成面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき	58,000	オ 変更造成面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき	71,000
カ 変更造成面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき	78,000	カ 変更造成面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき	81,000
キ 変更造成面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき	122,000	キ 変更造成面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき	136,000
ク 変更造成面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	1件につき	190,000	ク 変更造成面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	1件につき	204,000
ケ 変更造成面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	1件につき	303,000	ケ 変更造成面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	1件につき	306,000
コ 変更造成面積が70,000平方メートルを超	1件につき	435,000	コ 変更造成面積が70,000平方メートルを超	1件につき	408,000

改正後			改正前		
え100,000平方メートル以内のもの			え100,000平方メートル以内のもの		
サ 変更造成面積が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき	567,000	コ 変更造成面積が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき	511,000
シ 切土等及び設計の変更を伴わないもの	1件につき	7,000	サ 切土等及び設計の変更を伴わないもの	1件につき	10,000
(13)の4 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の変更許可の申請					
ア 土石の堆積をする土地のうち設計を変更する土地の面積と新たに土石の堆積をする土地の面積との合計の面積(以下「変更堆積面積」という。)が500平方メートル以内のもの	1件につき	9,000			
イ 変更堆積面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき	11,000			
ウ 変更堆積面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	13,000			
エ 変更堆積面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件につき	16,000			
オ 変更堆積面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき	22,000			
カ 変更堆積面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき	25,000			
キ 変更堆積面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき	31,000			
ク 変更堆積面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	1件につき	43,000			
ケ 変更堆積面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	1件につき	58,000			
コ 変更堆積面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	1件につき	88,000			
サ 変更堆積面積が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき	107,000			
(13)の5 宅地造成及び特定盛土等規制法第30条					

改正後			改正前		
第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の申請					
ア	切土等をする土地の面積が500平方メートル以内のもの	1件につき	13,000		
イ	切土等をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき	22,000		
ウ	切土等をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	31,000		
エ	切土等をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件につき	46,000		
オ	切土等をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき	58,000		
カ	切土等をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき	78,000		
キ	切土等をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき	122,000		
ク	切土等をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	1件につき	190,000		
ケ	切土等をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	1件につき	303,000		
コ	切土等をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	1件につき	435,000		
サ	切土等をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき	567,000		
(13)の6 宅地造成及び特定盛土等規制法第30条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の申請					
ア	土石の堆積をする土地の面積が500平方メートル以内のもの	1件につき	9,000		

改正後			改正前		
イ	土石の堆積をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき	11,000		
ウ	土石の堆積をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	13,000		
エ	土石の堆積をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件につき	16,000		
オ	土石の堆積をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき	22,000		
カ	土石の堆積をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき	25,000		
キ	土石の堆積をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき	31,000		
ク	土石の堆積をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	1件につき	43,000		
ケ	土石の堆積をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	1件につき	58,000		
コ	土石の堆積をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	1件につき	88,000		
サ	土石の堆積をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき	107,000		
(13)の7	宅地造成及び特定盛土等規制法第35条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可の申請				
ア	変更造成面積が500平方メートル以内のもの	1件につき	13,000		

改正後			改正前		
イ	変更造成面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき	22,000		
ウ	変更造成面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	31,000		
エ	変更造成面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件につき	46,000		
オ	変更造成面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき	58,000		
カ	変更造成面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき	78,000		
キ	変更造成面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき	122,000		
ク	変更造成面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	1件につき	190,000		
ケ	変更造成面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	1件につき	303,000		
コ	変更造成面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	1件につき	435,000		
サ	変更造成面積が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき	567,000		
シ	切土等及び設計の変更を伴わないもの	1件につき	7,000		
(13)の8 宅地造成及び特定盛土等規制法第35条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の変更許可の申請					
ア	変更堆積面積が500平方メートル以内のもの	1件につき	9,000		
イ	変更堆積面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき	11,000		
ウ	変更堆積面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	13,000		
エ	変更堆積面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件につき	16,000		
オ	変更堆積面積が3,000平方メートルを超え	1件につき	22,000		

改正後			改正前		
カ	5,000平方メートル以内のもの 変更堆積面積が5,000平方メートルを超え1件につき	25,000			
キ	10,000平方メートル以内のもの 変更堆積面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	31,000			
ク	変更堆積面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	43,000			
ケ	変更堆積面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	58,000			
コ	変更堆積面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	88,000			
サ	変更堆積面積が100,000平方メートルを超えるもの	107,000			
(14)～(38) 略			(14)～(38) 略		
(39)	都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づく開発行為の許可の申請		(39)	都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づく開発行為の許可の申請	
ア	主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合		ア	主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合	
(ア)	開発行為をする土地の区域(以下「開発区域」という。)の面積が0.1ヘクタール未満のとき	9,000	(ア)	開発行為をする土地の区域(以下「開発区域」という。)の面積が0.1ヘクタール未満のとき	10,000
(イ)	開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	23,000	(イ)	開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	25,000
(ウ)	略	略	(ウ)	略	略
(エ)	開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき	97,000	(エ)	開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき	101,000
(オ)	開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき	144,000	(オ)	開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき	151,000
(カ)	開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき	195,000	(カ)	開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき	202,000
(キ)	開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき	241,000	(キ)	開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき	252,000

改正後			改正前		
(ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上1件につき のとき		<u>335,000</u>	(ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上1件につき のとき		<u>353,000</u>
イ 主として住宅以外の建築物で自己の業務 の用に供するものの建築又は自己の業務の 用に供する特定工作物の建設の用に供する 目的で行う開発行為の場合			イ 主として住宅以外の建築物で自己の業務 の用に供するものの建築又は自己の業務の 用に供する特定工作物の建設の用に供する 目的で行う開発行為の場合		
(ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満1件につき のとき		<u>13,000</u>	(ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満1件につき のとき		<u>15,000</u>
(イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上1件につき 0.3ヘクタール未満のとき		<u>31,000</u>	(イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上1件につき 0.3ヘクタール未満のとき		<u>35,000</u>
(ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上1件につき 0.6ヘクタール未満のとき		<u>70,000</u>	(ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上1件につき 0.6ヘクタール未満のとき		<u>75,000</u>
(エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1件につき 1ヘクタール未満のとき		<u>128,000</u>	(エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1件につき 1ヘクタール未満のとき		<u>141,000</u>
(オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上31件につき ヘクタール未満のとき		<u>206,000</u>	(オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上31件につき ヘクタール未満のとき		<u>232,000</u>
(カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上61件につき ヘクタール未満のとき		<u>280,000</u>	(カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上61件につき ヘクタール未満のとき		<u>313,000</u>
(キ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上101件につき ヘクタール未満のとき		<u>351,000</u>	(キ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上101件につき ヘクタール未満のとき		<u>394,000</u>
(ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上1件につき のとき		<u>491,000</u>	(ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上1件につき のとき		<u>556,000</u>
ウ その他の場合			ウ その他の場合		
(ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満1件につき のとき		<u>80,000</u>	(ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満1件につき のとき		<u>101,000</u>
(イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上1件につき 0.3ヘクタール未満のとき		<u>120,000</u>	(イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上1件につき 0.3ヘクタール未満のとき		<u>151,000</u>
(ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上1件につき 0.6ヘクタール未満のとき		<u>187,000</u>	(ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上1件につき 0.6ヘクタール未満のとき		<u>227,000</u>
(エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1件につき 1ヘクタール未満のとき		<u>253,000</u>	(エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1件につき 1ヘクタール未満のとき		<u>303,000</u>
(オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上31件につき ヘクタール未満のとき		<u>378,000</u>	(オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上31件につき ヘクタール未満のとき		<u>454,000</u>

改正後			改正前		
(カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき	1件につき	499,000	(カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき	1件につき	596,000
(キ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき	1件につき	640,000	(キ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき	1件につき	768,000
(ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき	1件につき	850,000	(ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき	1件につき	1,020,000
(40) 都市計画法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為の変更許可の申請	1件につき	アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額を合算した額(その額が850,000円を超えるときは、850,000円)	(40) 都市計画法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為の変更許可の申請	1件につき	次に掲げる額を合算した額(その額が1,020,000円を超えるときは1,020,000円) ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じ、
ア 開発行為に関する設計の変更の場合(イのみに該当する場合を除く。)		開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じ、			

改正後			改正前		
		(ア)から (ウ)までに 定める額			発区域の 縮小を伴 う場合に あっては 縮小後の 開発区域 面積)に 応じ、(3 8)の項に おける手 数料の額 に10分の 1を乗じ て得た額 (その額 が10,000 円以上で あって、 かつ、そ の額に1, 000円未 満の端数 が生じる ときは、 これを切 り捨てた 額)
(ア) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合					
a 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき	1件につき	900			
b 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	1件につき	2,300			
c 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	1件につき	5,000			
d 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき	1件につき	9,700			
e 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき	1件につき	14,000			
f 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき	1件につき	19,000			
g 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき	1件につき	24,000			
h 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき	1件につき	33,000			
(イ) 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合					
a 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき	1件につき	1,300			
b 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	1件につき	3,100			
c 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	1件につき	7,000			
d 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき	1件につき	12,000			
					イ 新たな 土地の開 発区域へ の編入に 係る都市 計画法第

改正後			改正前		
	ヘクタール未満のとき				
e	開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき	1件につき 20,000			30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、(38)の項における手数料の額
f	開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき	1件につき 28,000			
g	開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき	1件につき 35,000			
h	開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき	1件につき 49,000			
(ウ)	その他の場合				ウ その他の変更については10,000円
a	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき	1件につき 8,000			
b	開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	1件につき 12,000			
c	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	1件につき 18,000			
d	開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき	1件につき 25,000			
e	開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき	1件につき 37,000			
f	開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき	1件につき 49,000			
g	開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき	1件につき 64,000			
h	開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき	1件につき 85,000			
イ	新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更の場合		新たに編入される開発区域の面積に応じ、(39)の項における手数料の額		

改正後		改正前	
ウ その他の変更の場合	10,000		
略		略	
略		略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北広島市手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後にする申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第10号

北広島市レンタサイクル条例を廃止する条例について

北広島市レンタサイクル条例（平成18年北広島市条例第4号）を別紙のとおり廃止いたしたい。

令和7年2月17日提出

北広島市長 上野正三

提案理由

レンタサイクル事業を終了することに伴い、本条例を廃止するものです。

北広島市レンタサイクル条例を廃止する条例

北広島市レンタサイクル条例(平成18年北広島市条例第4号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

市道路線の認定について

市道路線を下記のとおり認定するため、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

記

市道路線の認定

路線番号	路線名	起 点	終 点
E - 5 8	大曲工場 1 号支線	北広島市大曲工業団地 1 丁目 2 番 6	北広島市大曲工業団地 1 丁目 3 番 17

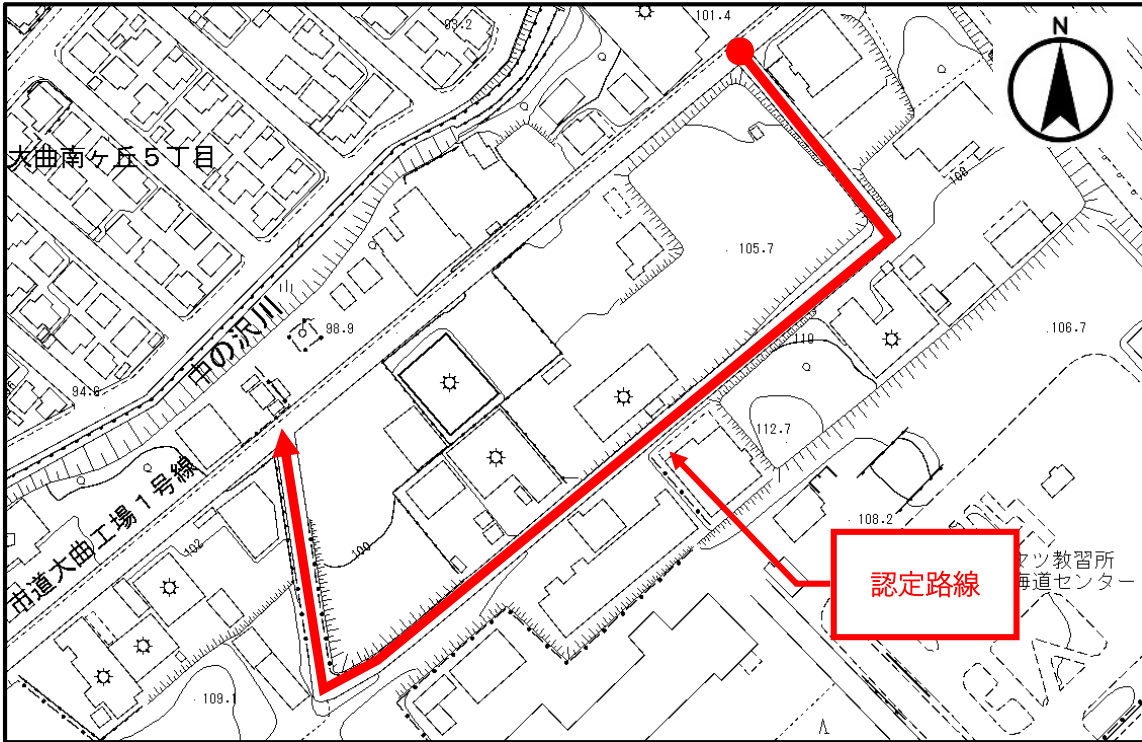
令和 7 年 2 月 1 7 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

大曲工場 1 号支線を市道路線に認定するものです。

詳細位置図



認定路線図



市道認定路線
路線番号：
路線名：大曲工場1号支線
延長：432.24m
幅員：9.00m

議案第 1 2 号

消防通信指令事務の委託について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、消防通信指令事務を委託することについて札幌市と協議するため、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

札幌圏消防通信指令の共同整備に伴い、消防通信指令事務を札幌市に委託するものです。

北広島市と札幌市との消防通信指令事務の委託に関する
規約

(委託事務)

第1条 北広島市（以下「甲」という。）は、消防通信指令に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定に基づき、札幌市（以下「乙」という。）に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

2 委託事務の執行については、札幌市消防長が行う。

(経費の負担)

第3条 甲は、委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）を負担し、これを乙に交付しなければならない。

2 委託費の額及び交付の時期は、乙が甲と協議して定める。

3 乙は、前項の規定による協議に当たって、委託費の積算根拠を明らかにした書類を甲に提出しなければならない。

(予算の執行)

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

2 甲及び乙は、各年度において、委託費に過不足が生じると認められるときは、その都度その取扱いについて協議するものとする。

(決算の場合の措置)

第5条 乙は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(連絡会議)

第6条 乙は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、甲と定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、必要がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

2 連絡会議の運営に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して別に定

める。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第7条 委託事務の管理及び執行について定める乙の条例等の制定、廃止又は全部若しくは一部の改正（以下「制定改廃」という。）を行おうとする場合においては、乙は、あらかじめ甲に通知しなければならない。

第8条 前条の条例等の制定改廃が行われた場合においては、乙は、直ちにその旨及び制定又は改正後の当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに委託事務の管理及び執行について同項の制定若しくは改正後の当該条例等が甲の条例等としての効力を有する旨並びに当該制定若しくは改正後の当該条例等又は甲の条例等として効力を有していた条例等が廃止された旨を併せて公表しなければならない。

(規定外の事項)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、甲及び乙が協議して定める日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(条例等の公表)

2 甲は、この規約の告示の際、委託事務の管理及び執行について定める乙の条例等が甲の条例等としての効力を有する旨及び当該条例等を併せて公表するものとする。

(準備行為)

3 甲及び乙は、この規約の施行前においても、委託事務の管理及び執行に必要な準備行為を行うことができる。

議案第13号

令和6年度北広島市一般会計補正予算（第7号）

令和6年度北広島市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ119,588千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,877,532千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和7年2月17日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		6,388,638	119,588	6,508,226
	2 国庫補助金	2,660,964	119,588	2,780,552
歳入	合計	30,757,944	119,588	30,877,532

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,023,592	11,275	2,034,867
	2 企画費	858,845	11,275	870,120
3 民生費		11,211,668	64,926	11,276,594
	1 社会福祉費	5,000,886	64,926	5,065,812
6 商工労働費		401,557	40,828	442,385
	1 商工費	381,482	40,828	422,310
9 教育費		2,408,484	2,559	2,411,043
	5 保健体育費	925,650	2,559	928,209
歳 出	合 計	30,757,944	119,588	30,877,532

第2表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	福祉施設等臨時支援金支給事業	28,169
3 民生費	1 社会福祉費	住民税均等割のみ課税世帯支援給付事業	36,508
6 商工労働費	1 商工費	プレミアム付キャッシュレス事業	40,000

令和6年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(一般会計補正予算第7号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	6,388,638	119,588	6,508,226
歳入合計	30,757,944	119,588	30,877,532

歳入

16款 国庫支出金

2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 地方創生臨時交付金	292,625	119,588	412,213	1 地方創生臨時 交付金	119,588	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 119,588
計	2,660,964	119,588	2,780,552			

総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	2,023,592	11,275	2,034,867	11,275	0	0	0
3 民生費	11,211,668	64,926	11,276,594	64,926	0	0	0
6 商工労働費	401,557	40,828	442,385	40,828	0	0	0
9 教育費	2,408,484	2,559	2,411,043	2,559	0	0	0
歳出合計	30,757,944	119,588	30,877,532	119,588	0	0	0

歳出

2款 総務費

2項 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
4 コミュニティ施設管理費	170,316	11,275	181,591	国庫支出金 11,275	0		12 委託料	11,275	コミュニティ施設運営経費 委託料 施設等維持管理委託	11,275 11,275 11,275
計	858,845	11,275	870,120	国庫支出金 11,275	0					

3款 民生費

1項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,810,711	64,677	1,875,388	国庫支出金	0			10 需用費	50	福祉施設等臨時支援金支給事業	28,169		
				64,677				11 役務費	1,027			役務費	69
								12 委託料	8,000			負担金補助及び交付金	28,100
								18 負担金補助及び交付金	28,100			補助金・助成金・賛助金	28,100
								19 扶助費	27,500			住民税均等割のみ課税世帯支援給付事業	36,508
										需用費	50		
										役務費	958		
										委託料	8,000		
										保守・点検・整備委託	8,000		
										扶助費	27,500		
2 高齢福祉費	65,224	249	65,473	国庫支出金 249	0			12 委託料	249	シルバー活動センター管理経費 委託料 施設等維持管理委託	249 249 249		
計	5,000,886	64,926	5,065,812	国庫支出金 64,926	0								

6款 商工労働費

1項 商工費

1 商業振興費	301,161	40,000	341,161	国庫支出金 40,000	0			18 負担金補助及び交付金	40,000	プレミアム付キャッシュレス事業 負担金補助及び交付金 補助金・助成金・賛助金	40,000 40,000 40,000
2 工業振興費	22,556	828	23,384	国庫支出金 828	0			12 委託料	828	工業振興経費 委託料 施設等維持管理委託	828 828 828
計	381,482	40,828	422,310	国庫支出金 40,828	0						

9款 教育費

5項 保健体育費

2 体育施設管理費	156,740	2,559	159,299	国庫支出金 2,559	0			12 委託料	2,559	体育施設管理経費 委託料	2,559 2,559
-----------	---------	-------	---------	----------------	---	--	--	--------	-------	-----------------	----------------

9 教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
								施設等維持管理委託	2,559	
計	925,650	2,559	928,209	国庫支出金 2,559	0					

議案第14号

令和6年度北広島市一般会計補正予算（第8号）

令和6年度北広島市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,408,667千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,286,199千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年2月17日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		8,302,262	280,170	8,582,432
	1 市民税	3,133,290	91,058	3,224,348
	2 固定資産税	3,917,327	189,112	4,106,439
12 地方交付税		5,152,764	151,744	5,304,508
	1 地方交付税	5,152,764	151,744	5,304,508
16 国庫支出金		6,508,226	515,129	7,023,355
	1 国庫負担金	3,711,562	39,996	3,751,558
	2 国庫補助金	2,780,552	475,133	3,255,685
17 道支出金		2,043,612	35,773	2,079,385
	1 道負担金	1,608,879	26,414	1,635,293
	2 道補助金	323,442	9,359	332,801
18 財産収入		353,302	986,186	1,339,488
	2 財産売払収入	320,698	986,186	1,306,884
19 寄附金		1,003,624	6,896	1,010,520
	1 寄附金	1,003,624	6,896	1,010,520
21 繰越金		250,927	16,269	267,196
	1 繰越金	250,927	16,269	267,196
23 市債		2,433,300	416,500	2,849,800
	1 市債	2,433,300	416,500	2,849,800
歳入	合計	30,877,532	2,408,667	33,286,199

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,034,867	1,191,142	3,226,009
	1 総務管理費	968,570	1,026,917	1,995,487
	2 企画費	870,120	164,225	1,034,345
3 民生費		11,276,594	136,159	11,412,753
	1 社会福祉費	5,065,812	109,269	5,175,081
	2 児童福祉費	3,777,628	14,629	3,792,257
	4 生活保護費	1,002,461	12,261	1,014,722
5 農林水産業費		90,970	41,356	132,326
	1 農業費	80,831	41,356	122,187
6 商工労働費		442,385	20,241	462,626
	1 商工費	422,310	20,241	442,551
7 土木費		5,666,407	894,735	6,561,142
	2 道路橋梁費	3,171,317	221,563	3,392,880
	4 都市計画費	2,403,111	673,172	3,076,283
9 教育費		2,411,043	125,034	2,536,077
	1 教育総務費	417,802	71,599	489,401
	4 社会教育費	509,072	12,114	521,186
	5 保健体育費	928,209	41,321	969,530
歳 出	合 計	30,877,532	2,408,667	33,286,199

第2表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	特定教育・保育施設等園児給食費物価高騰対策事業	10,307
3 民生費	2 児童福祉費	市立保育園運営経費	4,322
7 土木費	2 道路橋梁費	橋梁長寿命化事業	149,400
7 土木費	2 道路橋梁費	市道整備事業(ボールパーク関連)	72,163
7 土木費	4 都市計画費	交通結節点形成事業	1,382,793
9 教育費	5 保健体育費	小学校給食提供経費	19,925
9 教育費	5 保健体育費	中学校給食提供経費	12,669

第3表 地方債補正

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市道整備事業債	478,200	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。	515,300	同 左	同 左	同 左

(単位:千円)

橋梁長寿命化事業債	107,300	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。	169,700	同左	同左	同左
交通結節点形成事業債	683,300	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。	1,000,300	同左	同左	同左

令和6年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(一般会計補正予算第7号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	8,302,262	280,170	8,582,432
12 地方交付税	5,152,764	151,744	5,304,508
16 国庫支出金	6,508,226	515,129	7,023,355
17 道支出金	2,043,612	35,773	2,079,385
18 財産収入	353,302	986,186	1,339,488
19 寄附金	1,003,624	6,896	1,010,520
21 繰越金	250,927	16,269	267,196
23 市債	2,433,300	416,500	2,849,800
歳入合計	30,877,532	2,408,667	33,286,199

歳入

1款 市税

1項 市民税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 個人	2,432,657	17,192	2,449,849	1 現年課税分	17,192	普通徴収分 2,758 特別徴収分 1,464 退職所得分 6,606 過年課税分 6,364
2 法人	700,633	73,866	774,499	1 現年課税分	72,556	現年課税分 72,556
				2 過年課税分	1,310	過年課税分 1,310
計	3,133,290	91,058	3,224,348			

1款 市税

2項 固定資産税

1 固定資産税	3,884,982	189,112	4,074,094	1 現年課税分	186,172	現年課税分 186,172
				3 過年課税分	2,940	過年課税分 2,940
計	3,917,327	189,112	4,106,439			

12款 地方交付税

1項 地方交付税

1 地方交付税	5,152,764	151,744	5,304,508	1 地方交付税	151,744	普通交付税 151,744
計	5,152,764	151,744	5,304,508			

16款 国庫支出金

1項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	3,711,562	39,996	3,751,558	1 社会福祉費負担金	30,801	障害者自立支援事業負担金 28,325 国民健康保険基盤安定負担金 2,476
				4 生活保護費等負担金	9,195	生活保護費等負担金 9,195
計	3,711,562	39,996	3,751,558			

16款 国庫支出金

2項 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	198,797	3,172	201,969	1 社会福祉費補助金	3,172	障害者自立支援（地域生活支援）事業補助金 3,172
4 土木費国庫補助金	1,688,135	427,000	2,115,135	1 道路橋梁費補助金	122,000	市道整備事業交付金（社会資本整備総合交付金） 35,000 橋梁長寿命化事業補助金 87,000
				2 都市計画費補助金	305,000	交通結節点形成事業交付金（社会資本整備総合交付金） 305,000
7 地方創生臨時交付金	412,213	44,961	457,174	1 地方創生臨時交付金	44,961	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 44,961
計	2,780,552	475,133	3,255,685			

16 国庫支出金

17款 道支出金

1項 道負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費道負担金	1,603,956	26,414	1,630,370	1 社会福祉費負担金	26,414	障害者自立支援事業負担金 14,162 国民健康保険基盤安定負担金 12,252
計	1,608,879	26,414	1,635,293			

17款 道支出金

2項 道補助金

2 民生費道補助金	246,071	1,586	247,657	1 社会福祉費補助金	1,586	障害者自立支援（地域生活支援）事業補助金 1,586
4 農林水産業費道補助金	44,228	7,773	52,001	1 農業費補助金	7,773	畑地化促進事業補助金 7,773
計	323,442	9,359	332,801			

18款 財産収入

2項 財産売払収入

2 土地建物売払収入	62	986,186	986,248	1 土地建物売払収入	986,186	市有地売払収入 986,186
計	320,698	986,186	1,306,884			

19款 寄附金

1項 寄附金

1 一般寄附金	600,000	△ 323,099	276,901	1 一般寄附金	△ 323,099	一般寄附金 △ 323,099
2 総務費寄附金	400,003	176,458	576,461	1 企画費寄附金	156,716	北海道ボールパーク基金寄附金 156,716
				2 総務管理費寄附金	19,742	地域振興基金寄附金 12,784 施設営繕基金寄附金 6,958
3 民生費寄附金	1,165	15,756	16,921	1 社会福祉費寄附金	15,756	地域福祉基金寄附金 15,756
4 農林水産業費寄附金	1	33,563	33,564	1 農業振興費寄附金	33,563	農業後継者等育成基金寄附金 33,563
5 土木費寄附金	1	29,075	29,076	1 都市計画費寄附金	29,075	緑のまちづくり基金寄附金 29,075
6 教育費寄附金	2,454	75,143	77,597	1 教育総務費寄附金	67,826	学校教育振興基金寄附金 67,826
				2 社会教育費寄附金	7,317	生涯学習振興基金寄附金 7,317
計	1,003,624	6,896	1,010,520			

21款 繰越金

1項 繰越金

1 繰越金	250,927	16,269	267,196	1 繰越金	16,269	前年度繰越金 16,269
計	250,927	16,269	267,196			

21 繰越金

23款 市債

1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 土木債	1,735,200	416,500	2,151,700	1 道路橋梁債	99,500	市道整備事業債 37,100
						橋梁長寿命化事業債 62,400
				3 都市計画債	317,000	交通結節点形成事業債 317,000
計	2,433,300	416,500	2,849,800			

総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	2,034,867	1,191,142	3,226,009	0	0	176,458	1,014,684
3 民生費	11,276,594	136,159	11,412,753	85,109	0	15,756	35,294
5 農林水産業費	90,970	41,356	132,326	7,773	0	33,563	20
6 商工労働費	442,385	20,241	462,626	0	0	0	20,241
7 土木費	5,666,407	894,735	6,561,142	427,000	416,500	29,075	22,160
9 教育費	2,411,043	125,034	2,536,077	31,020	0	75,143	18,871
歳出合計	30,877,532	2,408,667	33,286,199	550,902	416,500	329,995	1,111,270

歳出

2款 総務費

1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
3 財政管理費	11,970	1,026,917	1,038,887		0	寄附金 19,742	1,007,175	24 積立金	1,026,917	財政管理経費 積立金	1,026,917 1,026,917
計	968,570	1,026,917	1,995,487		0	寄附金 19,742	1,007,175				

2款 総務費

2項 企画費

1 企画総務費	574,643	164,225	738,868		0	寄附金 156,716	7,509	24 積立金	164,225	企画振興経費 積立金	164,225 164,225
計	870,120	164,225	1,034,345		0	寄附金 156,716	7,509				

3款 民生費

1項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,875,388	43,805	1,919,193	国庫支出金	0	寄附金 15,756	13,321	24 積立金	16,514	福祉行政経費 積立金	16,514	
				2,476				27 繰出金	27,291		16,514	
				道支出金						国民健康保険事業特別会計繰出金	22,155	
				12,252						繰出金	22,155	
										介護保険特別会計繰出金	5,136	
										繰出金	5,136	
3 障がい福祉費	2,980,356	65,464	3,045,820	国庫支出金	0		18,219	19 扶助費	65,464	障がい者地域生活支援給付事業 扶助費	6,344	
				31,497							障がい福祉サービス等事業 扶助費	59,120
				道支出金								15,748
計	5,065,812	109,269	5,175,081	国庫支出金	0	寄附金	31,540					
				33,973		15,756						
				道支出金								
				28,000								

3款 民生費

2項 児童福祉費

2 保育総務費	2,282,566	10,307	2,292,873	国庫支出金	0		476	18 負担金補助及び交付金	10,307	特定教育・保育施設等園児給食費物価高騰対策事業 負担金補助及び交付金	10,307
				9,831						補助金・助成金・賛助金	10,307
3 保育園費	53,325	4,322	57,647	国庫支出金	0		212	10 需用費	4,322	市立保育園運営経費 需用費	4,322
計	3,777,628	14,629	3,792,257	国庫支出金	0		688				
				13,941							

3 民生費

3款 民生費

4項 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
2 扶助費	985,596	12,261	997,857	国庫支出金 9,195	0		3,066	19 扶助費	12,261	生活保護費等支給事業 扶助費	12,261
計	1,002,461	12,261	1,014,722	国庫支出金 9,195	0		3,066				

5款 農林水産業費

1項 農業費

2 農業振興費	71,853	41,356	113,209	道支出金 7,773	0	寄附金 33,563	20	18 負担金補助 及び交付金	7,773	農業振興経費 積立金	33,583	33,583
								24 積立金	33,583	経営所得安定対策直接支払推進事業 負担金補助及び交付金 補助金・助成金・賛助金	7,773	7,773
計	80,831	41,356	122,187	道支出金 7,773	0	寄附金 33,563	20					

6款 商工労働費

1項 商工費

1 商業振興費	341,161	20,241	361,402		0		20,241	18 負担金補助 及び交付金	20,241	中小企業者等融資事業 負担金補助及び交付金 補助金・助成金・賛助金	20,241	20,241
計	422,310	20,241	442,551		0		20,241					

7款 土木費

2項 道路橋梁費

1 道路維持費	786,530	149,400	935,930	国庫支出金 87,000	62,400			14 工事請負費	149,400	橋梁長寿命化事業 工事請負費	149,400	149,400
3 道路新設改良費	1,412,072	72,163	1,484,235	国庫支出金 35,000	37,100		63	8 旅費	841	市道整備事業（ボールパーク関連） 旅費	841	72,163
								10 需用費	678	需用費	678	
								13 使用料及び 賃借料	644	使用料及び賃借料	644	
								14 工事請負費	70,000	工事請負費	70,000	
計	3,171,317	221,563	3,392,880	国庫支出金 122,000	99,500		63					

7款 土木費

4項 都市計画費

1 都市計画総務費	1,508,713	643,000	2,151,713	国庫支出金 305,000	317,000		21,000	12 委託料	△39,000	交通結節点形成事業 委託料	△39,000	643,000
								13 使用料及び 賃借料	△10,500	調査・設計・監理等委託	△39,000	

7 土木費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国庫支出金	地方債	その他					
							14 工事請負費	127,500	使用料及び賃借料	△10,500	
							18 負担金補助及び交付金	620,000	工事請負費	127,500	
							21 補償補填及び賠償金	△55,000	負担金補助及び交付金	620,000	
									資本形成的性格なもの	620,000	
									補償補填及び賠償金	△55,000	
2 緑化推進費	7,734	30,172	37,906		0	寄附金	1,097	24 積立金	30,172	緑化推進経費	30,172
						29,075				積立金	30,172
計	2,403,111	673,172	3,076,283	国庫支出金	317,000	寄附金	22,097				
				305,000		29,075					

9款 教育費

1項 教育総務費

3 教育振興費	341,606	71,599	413,205		0	寄附金	3,773	24 積立金	71,599	教育振興経費	71,599
						67,826				積立金	71,599
計	417,802	71,599	489,401		0	寄附金	3,773				
						67,826					

9款 教育費

4項 社会教育費

1 社会教育総務費	15,603	7,861	23,464		0	寄附金	544	24 積立金	7,861	社会教育経費	7,861
						7,317				積立金	7,861
6 文化施設維持管理費	76,579	4,253	80,832		0		4,253	10 需用費	4,253	文化施設維持管理経費	4,253
										需用費	4,253
計	509,072	12,114	521,186		0	寄附金	4,797				
						7,317					

9款 教育費

5項 保健体育費

4 小学校給食運営費	348,271	27,281	375,552	国庫支出金	0		8,321	10 需用費	27,281	小学校給食運営経費	7,356
				18,960						需用費	7,356
										小学校給食提供経費	19,925
										需用費	19,925
5 中学校給食運営費	313,095	14,040	327,135	国庫支出金	0		1,980	10 需用費	14,040	中学校給食運営経費	1,371
				12,060						需用費	1,371
										中学校給食提供経費	12,669
										需用費	12,669
計	928,209	41,321	969,530	国庫支出金	0		10,301				
				31,020							

9 教育費

地方債に関する調書

地方債の令和4年度末及び令和5年度末における現在高
並びに令和6年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和4年度末 現在高	令和5年度末 現在高	令和6年度中増減見込		令和6年度末 現在高見込額
			起債借入見込額	元金償還見込額	
1 普通債	20,607,251	22,055,983	3,563,000	1,341,900	24,277,083
(1) 総務債	4,491,986	4,370,862	596,900	352,044	4,615,718
うち庁舎	3,050,616	2,894,670	0	155,946	2,738,724
(2) 民生債	334,803	362,112	9,500	45,687	325,925
(3) 衛生債	1,447,149	2,285,045	63,700	136,244	2,212,501
(4) 農林水産業債	38,908	35,019	0	5,143	29,876
(5) 商工労働債	38,860	24,440	0	7,820	16,620
(6) 土木債	10,871,103	11,694,409	2,514,000	470,392	13,738,017
うち道路橋梁	5,271,074	5,529,246	1,387,200	238,398	6,678,048
うち公園	1,149,732	1,132,313	57,500	74,548	1,115,265
うち街路	2,194,714	2,172,168	0	17,916	2,154,252
うち公営住宅	1,865,893	1,796,365	32,300	119,200	1,709,465
(7) 消防債	309,646	326,714	169,700	35,727	460,687
(8) 教育債	2,976,462	2,924,050	209,200	255,511	2,877,739
うち学校	2,308,964	2,370,384	36,300	197,368	2,209,316
(9) 市場公募債借換債	98,334	33,332	0	33,332	0
2 災害復旧債	794,815	713,689	0	102,698	610,991
3 その他	10,604,973	9,804,105	56,200	902,300	8,958,005
(1) 減税補填債等	342,110	317,789	0	27,216	290,573
(2) 臨時財政対策債	10,262,863	9,486,316	56,200	875,084	8,667,432
合 計	32,007,039	32,573,777	3,619,200	2,346,898	33,846,079

令和6年度起債借入見込額は、令和5年度繰越未収入特定財源地方債を含む。

議案第15号

令和6年度北広島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和6年度北広島市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ22,155千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,594,559千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月17日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		540,771	22,155	562,926
	1 他会計繰入金	539,638	22,155	561,793
歳入	合計	6,572,404	22,155	6,594,559

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国民健康保険事業 費納付金		1,439,775	0	1,439,775
	1 医療給付費分	1,062,328	0	1,062,328
5 基金積立金		7,954	22,155	30,109
	1 基金積立金	7,954	22,155	30,109
歳 出 合 計		6,572,404	22,155	6,594,559

令和6年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(国民健康保険事業特別会計補正予算第4号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	540,771	22,155	562,926
歳入合計	6,572,404	22,155	6,594,559

歳入

3款 繰入金

1項 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	539,638	22,155	561,793	1 一般会計繰入金	22,155	一般会計繰入金 22,155
計	539,638	22,155	561,793			

総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3 国民健康保険事業費納付金	1,439,775	0	1,439,775	0	0	22,155	△22,155
5 基金積立金	7,954	22,155	30,109	0	0	0	22,155
歳出合計	6,572,404	22,155	6,594,559	0	0	22,155	0

歳出

3款 国民健康保険事業費納付金

1項 医療給付費分

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
1 一般被保険者医療給付費分	1,062,328	0	1,062,328		0	繰入金 22,155	△22,155		一般被保険者医療給付費分 財源更正	
計	1,062,328	0	1,062,328		0	繰入金 22,155	△22,155			

5款 基金積立金

1項 基金積立金

1 国民健康保険財政調整基金積立金	7,954	22,155	30,109		0		22,155	24 積立金	22,155	国民健康保険財政調整基金積立金 積立金	22,155
計	7,954	22,155	30,109		0		22,155				

議案第16号

令和6年度北広島市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和6年度北広島市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ41,560千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,386,206千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月17日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,141,462	8,760	1,150,222
	1 国庫負担金	861,750	7,496	869,246
	2 国庫補助金	279,712	1,264	280,976
3 支払基金交付金		1,364,272	11,217	1,375,489
	1 支払基金交付金	1,364,272	11,217	1,375,489
4 道支出金		741,320	6,005	747,325
	1 道負担金	679,906	6,005	685,911
6 繰入金		920,983	15,578	936,561
	1 一般会計繰入金	817,934	5,192	823,126
	2 基金繰入金	103,049	10,386	113,435
歳入合計		5,344,646	41,560	5,386,206

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		4,743,613	41,560	4,785,173
	1 保険給付費	4,743,613	41,560	4,785,173
歳 出	合 計	5,344,646	41,560	5,386,206

令和6年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(介護保険特別会計補正予算第4号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	1,141,462	8,760	1,150,222
3 支払基金交付金	1,364,272	11,217	1,375,489
4 道支出金	741,320	6,005	747,325
6 繰入金	920,983	15,578	936,561
歳入合計	5,344,646	41,560	5,386,206

歳入

2款 国庫支出金

1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	861,750	7,496	869,246	1 現年度分	7,496	介護給付費負担金 7,496
計	861,750	7,496	869,246			

2款 国庫支出金

2項 国庫補助金

1 調整交付金	144,672	1,264	145,936	1 現年度分調整交付金	1,264	現年度分調整交付金 1,264
計	279,712	1,264	280,976			

3款 支払基金交付金

1項 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	1,296,211	11,217	1,307,428	1 現年度分	11,217	介護給付費交付金 11,217
計	1,364,272	11,217	1,375,489			

4款 道支出金

1項 道負担金

1 介護給付費負担金	679,906	6,005	685,911	1 現年度分	6,005	介護給付費負担金 6,005
計	679,906	6,005	685,911			

6款 繰入金

1項 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	592,944	5,192	598,136	1 介護給付費繰入金	5,192	介護給付費繰入金 5,192
計	817,934	5,192	823,126			

6款 繰入金

2項 基金繰入金

1 介護給付費準備基金繰入金	103,049	10,386	113,435	1 介護給付費準備基金繰入金	10,386	介護給付費準備基金とりくずし 10,386
計	103,049	10,386	113,435			

総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	4,743,613	41,560	4,785,173	14,765	0	26,795	0
歳出合計	5,344,646	41,560	5,386,206	14,765	0	26,795	0

歳出

2款 保険給付費

1項 保険給付費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
1 保険給付費	4,743,613	41,560	4,785,173	国庫支出金 8,760	0	繰入金 15,578	11 役務費 451	41,560	保険給付費 41,560	
				道支出金 6,005		支払基金交付金 11,217	18 負担金補助 及び交付金 41,109		役務費 451 負担金補助及び交付金 41,109 医療費関連 41,109	
計	4,743,613	41,560	4,785,173	国庫支出金 8,760	0	繰入金 15,578				
				道支出金 6,005		支払基金交付金 11,217				

議案第 17 号

令和 6 年度北広島市水道事業会計補正予算(第 1 号)

令和 6 年度北広島市水道事業会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 2 月 17 日提出

北広島市長 上 野 正 三

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
ウォーターPPP導入可能性調査 委託	令和 6年度から 令和 7年度まで	25,000千円

補正予算に関する説明書

債務負担行為に関する調書

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支払義務発生 (見込)額		当該年度以降の 支払義務発生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	水道 事業収益	国庫 補助金	他会計 出資金	企業債	補填財源
ウォーター PPP 導入 可能性調査委託	25,000	-	-	令和6年度 ～ 令和7年度	25,000	5,000	20,000	-	-	-

議案第18号

令和6年度北広島市下水道事業会計補正予算(第1号)

令和6年度北広島市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和7年2月17日提出

北広島市長 上野正三

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
ウォーターPPP導入可能性調査 委託	令和 6年度から 令和 7年度まで	25,000千円

補正予算に関する説明書

債務負担行為に関する調書

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支払義務発生 (見込)額		当該年度以降の 支払義務発生 予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	下水道 事業収益	国庫 補助金	企業債	補填 財源
ウォーター PPP 導入 可能性調査委託	25,000	-	-	令和6年度 ～ 令和7年度	25,000	5,000	20,000	-	-

議案第19号

令和7年度北広島市一般会計予算

令和7年度北広島市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,124,528千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した報酬、職員手当等、共済費及び災害補償費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での当該経費の各項の間の流用とする。

令和7年2月17日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		9,063,629
	1 市民税	3,464,101
	2 固定資産税	4,289,819
	3 軽自動車税	154,725
	4 市たばこ税	415,665
	5 入湯税	30,176
	6 都市計画税	709,143
2 地方譲与税		223,447
	1 地方揮発油譲与税	52,000
	2 自動車重量譲与税	161,000
	3 森林環境譲与税	10,447
3 利子割交付金		5,000
	1 利子割交付金	5,000
4 配当割交付金		24,000
	1 配当割交付金	24,000
5 株式等譲渡所得割交付金		42,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	42,000
6 法人事業税交付金		124,000
	1 法人事業税交付金	124,000
7 地方消費税交付金		1,643,000
	1 地方消費税交付金	1,643,000
8 ゴルフ場利用税交付金		200,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	200,000
9 環境性能割交付金		30,000
	1 環境性能割交付金	30,000
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金		1,400
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,400
11 地方特例交付金		54,000
	1 地方特例交付金	54,000
12 地方交付税		5,396,000
	1 地方交付税	5,396,000
13 交通安全対策特別交付金		8,000
	1 交通安全対策特別交付金	8,000
14 分担金及び負担金		83,326
	1 負担金	83,326
15 使用料及び手数料		529,754
	1 使用料	237,662
	2 手数料	292,092
16 国庫支出金		7,655,101

(単位：千円)

款	項	金額		
	1 国庫負担金	3,978,705		
	2 国庫補助金	3,660,464		
	3 委託金	15,932		
17 道支出金		2,425,452		
	1 道負担金	1,639,609		
	2 道補助金	624,078		
	3 委託金	161,765		
18 財産収入		344,955		
	1 財産運用収入	41,870		
	2 財産売却収入	303,085		
19 寄附金		1,301,330		
	1 寄附金	1,301,330		
20 繰入金		1,130,258		
	1 基金繰入金	1,130,258		
21 繰越金		100,000		
	1 繰越金	100,000		
22 諸収入		778,076		
	1 延滞金加算金及び過料	16,172		
	2 市預金利子	1		
	3 貸付金元利収入	266,400		
	4 受託事業収入	245,056		
	5 雑入	250,447		
23 市債		2,961,800		
	1 市債	2,961,800		
歳	入	合	計	34,124,528

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		180,302
	1 議会費	180,302
2 総務費		3,418,855
	1 総務管理費	955,141
	2 企画費	2,175,871
	3 徴税費	104,867
	4 戸籍住民基本台帳費	83,241
	5 選挙費	53,197
	6 統計調査費	42,730
	7 監査委員費	3,808
3 民生費		11,885,320
	1 社会福祉費	5,316,688
	2 児童福祉費	4,054,661
	3 医療給付費	1,549,180
	4 生活保護費	964,791
4 衛生費		1,746,340
	1 保健衛生費	561,172
	2 清掃費	1,185,168
5 農林水産業費		94,882
	1 農業費	84,397
	2 林業費	10,485
6 商工労働費		386,267
	1 商工費	369,280
	2 労働費	16,987
7 土木費		6,362,737
	1 土木管理費	34,303
	2 道路橋梁費	2,753,825
	3 河川費	4,850
	4 都市計画費	3,543,735
	5 住宅費	26,024
8 消防費		571,099
	1 消防費	571,099
9 教育費		2,768,092
	1 教育総務費	660,371
	2 小学校費	255,692
	3 中学校費	189,695
	4 社会教育費	759,071
	5 保健体育費	903,263
10 公債費		2,566,231
	1 公債費	2,566,231
11 諸支出金		54,980

(単位：千円)

款	項	金額
	1 公営企業費	54,980
12 職員費		4,039,423
	1 職員費	4,039,423
13 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳出	合計	34,124,528

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
議会会議録作成委託	令和7年度から 令和8年度まで 2年間以内	2,926
議会広報印刷製本委託	令和7年度から 令和8年度まで 2年間以内	2,384
自動車借上経費(総務課)	令和7年度から 令和9年度まで 3年間以内	873
住民基本台帳ネットワーク機器更新経費	令和7年度から 令和11年度まで 5年間以内	16,817
シンクライアント接続用機器更新経費	令和7年度から 令和11年度まで 5年間以内	11,144
出張所ネットワーク機器更新経費	令和7年度から 令和11年度まで 5年間以内	3,911
図書館用仮想化基盤機器更新経費	令和7年度から 令和11年度まで 5年間以内	36,620
内部系コンピュータ更新経費	令和7年度から 令和11年度まで 5年間以内	45,988
確定申告受付業務用機器更新経費	令和7年度から 令和11年度まで 5年間以内	5,040
税務用スキャナ更新経費	令和7年度から 令和11年度まで 5年間以内	857
シティセールス推進事業用コンピュータ更新経費	令和7年度から 令和11年度まで 5年間以内	1,518
広報紙発行事業用コンピュータ更新経費	令和7年度から 令和11年度まで 5年間以内	1,518

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
自動車借上経費（市民生活課）	令和7年度から 令和9年度まで 3年間以内	1,401
家屋比準評価導入経費負担金	令和7年度から 令和8年度まで 2年間以内	4,176
火葬場管理業務委託	令和7年度から 令和8年度まで 2年間以内	13,414
自動車借上経費（環境課）	令和7年度から 令和8年度まで 2年間以内	1,438
一般廃棄物収集運搬業務委託	令和7年度から 令和8年度まで 2年間以内	299,739
ミックスペーパー回収業務委託	令和7年度から 令和8年度まで 2年間以内	5,066
粗大ごみ受付業務委託	令和7年度から 令和8年度まで 2年間以内	19,832
指定ごみ袋作製業務委託	令和7年度から 令和8年度まで 2年間以内	51,381
道路台帳システム機器更新経費	令和7年度から 令和11年度まで 5年間以内	760
市道維持及び除雪委託	令和7年度から 令和8年度まで 2年間以内	899,909
交通結節点形成事業ペDESTリアンデッキ 等整備経費	令和7年度から 令和10年度まで 4年間以内	2,771,098
自動車借上経費（都市整備課）	令和7年度から 令和8年度まで 2年間以内	780

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
消防活動用資機材整備経費	令和7年度から 令和11年度まで 5年間以内	2,098
小中学校ネットワーク機器更新経費	令和7年度から 令和11年度まで 5年間以内	42,622
自動車借上経費(社会教育課)	令和7年度から 令和8年度まで 2年間以内	556
自動車借上経費(芸術文化ホール)	令和7年度から 令和8年度まで 2年間以内	904
自動車借上経費(スポーツ振興課)	令和7年度から 令和8年度まで 2年間以内	672
学校給食システム用コンピュータ更新経費	令和7年度から 令和11年度まで 5年間以内	3,313

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
コミュニティ施設改修事業債	15,200	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。
駅西口周辺エリア活性化事業債	445,900			
ふれあい学習センター改修事業債	7,300			
資源リサイクルセンター火災復旧事業債	7,700			
農業用排水路浚渫事業債	5,600			
市道整備事業債	413,200			
環境低負荷型道路照明設置事業債	20,200			
輪厚三島線道路改築事業債	13,100			
生活道路整備事業債	58,600			
除雪車等購入事業債	4,000			
舗装補修事業債	78,800			
橋梁長寿命化事業債	78,000			
市道交差点補修事業債	21,700			
東西連絡橋施設改修事業債	4,100			
中の沢川浚渫事業債	1,500			
大曲川護岸改修事業債	1,300			
熊の沢川護岸改修事業債	1,300			
都市公園整備事業債	55,800			
交通結節点形成事業債	1,098,600			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅長寿命化事業債	4,200	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。
自転車駐車場改修事業債	1,100			
消防水利整備事業債	18,200			
札幌圏消防通信指令共同整備事業債	402,700			
消防指令システム更新事業債	21,700			
小学校放送設備整備事業債	5,000			
西部小学校講堂防音機能復旧事業債	400			
芸術文化ホール設備整備事業債	4,600			
旧島松駅通所大規模改修事業債	163,100			
住民プール改修事業債	8,900			
合 計	2,961,800			

議案第 20 号

令和 7 年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算

令和 7 年度北広島市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,255,894 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次に掲げる経費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での当該経費の各項の間の流用とする。

- (1) 総務費の各項に計上した報酬、職員手当等及び共済費
- (2) 保険給付費の各項に計上した経費

令和 7 年 2 月 17 日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		893,290
	1 一般被保険者国民健康保険税	893,290
2 道支出金		4,777,733
	1 道負担金	4,777,733
3 繰入金		572,330
	1 他会計繰入金	545,279
	2 基金繰入金	27,051
4 諸収入		12,389
	1 延滞金加算金及び過料	4,000
	2 雑入	8,389
5 財産収入		151
	1 財産運用収入	151
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入	合 計	6,255,894

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		54,892
	1 総務管理費	45,420
	2 徴税費	9,472
2 保険給付費		4,692,627
	1 療養諸費	3,993,153
	2 高額療養費	683,938
	3 出産育児諸費	12,506
	4 葬祭諸費	3,030
3 国民健康保険事業費納付金		1,395,719
	1 医療給付費分	1,037,611
	2 後期高齢者支援金等分	278,616
	3 介護納付金分	79,492
4 保健事業費		82,504
	1 保健事業費	82,504
5 基金積立金		152
	1 基金積立金	152
6 公債費		24,000
	1 財政安定化基金償還金	24,000
7 諸支出金		3,000
	1 償還金及び還付加算金	3,000
8 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳 出	合 計	6,255,894

議案第 2 1 号

令和 7 年度北広島市霊園事業特別会計予算

令和 7 年度北広島市の霊園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 7 , 2 3 1 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

北広島市長 上 野 正 三

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		17,409
	1 使用料	17,409
2 財産収入		40
	1 財産運用収入	40
3 繰入金		19,782
	1 基金繰入金	19,782
歳 入	合 計	37,231

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 霊園事業費		28,514
	1 霊園事業費	28,514
2 公債費		8,417
	1 公債費	8,417
3 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出	合 計	37,231

議案第 2 2 号

令和 7 年度北広島市介護保険特別会計予算

令和 7 年度北広島市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 , 4 2 8 , 3 4 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した報酬、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内の当該経費の各項の間の流用とする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

北広島市長 上 野 正 三

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 介護保険料		1,134,823
	1 介護保険料	1,134,823
2 国庫支出金		1,189,397
	1 国庫負担金	886,213
	2 国庫補助金	303,184
3 支払基金交付金		1,386,211
	1 支払基金交付金	1,386,211
4 道支出金		769,229
	1 道負担金	705,741
	2 道補助金	63,488
5 財産収入		3,095
	1 財産運用収入	3,095
6 繰入金		945,387
	1 一般会計繰入金	844,625
	2 基金繰入金	100,762
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		202
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 雑入	201
歳入	合計	5,428,345

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		85,360
	1 総務管理費	18,126
	2 賦課徴収費	6,541
	3 介護認定費	60,693
2 保険給付費		4,898,375
	1 保険給付費	4,898,375
3 地域支援事業費		433,492
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	178,789
	2 一般介護予防事業費	57,012
	3 包括的支援事業費	129,534
	4 任意事業費	68,157
4 保健福祉事業費		5,022
	1 保健福祉事業費	5,022
5 基金積立金		3,096
	1 基金積立金	3,096
6 諸支出金		1,500
	1 償還金及び還付加算金	1,500
7 予備費		1,500
	1 予備費	1,500
歳 出	合 計	5,428,345

議案第 2 3 号

令和 7 年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算

令和 7 年度北広島市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 , 2 5 3 , 2 2 5 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

北広島市長 上 野 正 三

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		968,702
	1 後期高齢者医療保険料	968,702
2 繰入金		283,722
	1 一般会計繰入金	283,722
3 諸収入		800
	1 償還金及び還付加算金	700
	2 雑入	1
	3 延滞金、加算金及び過料	99
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		1,253,225

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		13,567
	1 総務管理費	9,150
	2 徴収費	4,417
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,237,958
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,237,958
3 諸支出金		700
	1 償還金及び還付加算金	700
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	1,253,225

議案第24号

令和7年度北広島市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度北広島市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	24,384 件
(2) 年間総配水量	5,664,500 m ³
(3) 1日平均配水量	15,477 m ³
(4) 主要な建設改良事業等	
ア 配水施設電気計装・機械設備更新事業	255,833 千円
イ 老朽管更新事業	216,370 千円
ウ 重要給水施設配水管耐震化事業	18,000 千円
エ 送水管耐震化事業	61,500 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		1,474,053 千円
第1項 営業収益		1,337,838 千円
第2項 営業外収益		136,215 千円
	支	出
第1款 水道事業費用		1,434,908 千円
第1項 営業費用		1,401,924 千円
第2項 営業外費用		27,684 千円
第3項 特別損失		300 千円
第4項 予備費		5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 339,031 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 58,679 千円、過年度分損益勘定留保資金 6,659 千円、当年度分損益勘定留保資金 248,693 千円、減債積立金 25,000 千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		598,696 千円
第1項 企業債		558,400 千円
第2項 国庫補助金		20,000 千円

第3項 工事負担金 20,296千円

支 出

第1款 資本的支出 937,727千円
 第1項 建設改良費 692,894千円
 第2項 固定資産購入費 105,121千円
 第3項 企業債償還金 138,816千円
 第4項 返還金 896千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	558,400千円	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	起債の日から40年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし必要に応じ繰上償還することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 136,966千円

(他会計からの補助金等)

第9条 水道事業の運営経費に充てるため、一般会計からこの会計へ受け入れる補助金等の金額は、1,728千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、55,988千円と定める。

令和7年2月17日提出

北広島市長 上野正三

議案第25号

令和7年度北広島市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度北広島市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	7,361,400 m ³
(2) 主要な建設改良事業等	
ア 管渠整備費	439,500 千円
イ 処理場整備費	881,400 千円
ウ ポンプ場整備費	20,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益		2,346,746 千円
第1項	営業収益		1,295,003 千円
第2項	営業外収益		1,051,743 千円
		支	出
第1款	下水道事業費用		2,296,800 千円
第1項	営業費用		2,218,722 千円
第2項	営業外費用		72,778 千円
第3項	特別損失		300 千円
第4項	予備費		5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 622,931 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 80,969 千円、過年度分損益勘定留保資金 3,915 千円、当年度分損益勘定留保資金 498,047 千円及び減債積立金 40,000 千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		1,322,973 千円
第1項	企業債		811,982 千円
第2項	国庫補助金		450,289 千円
第3項	他会計出資金		57,348 千円
第4項	分担金及び負担金		3,354 千円

支 出

第1款	資本的支出	1,945,904 千円
第1項	建設改良費	1,377,661 千円
第2項	固定資産購入費	1,071 千円
第3項	企業債償還金	566,672 千円
第4項	長期貸付金	500 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
公用車借上（3台）	令和7年度から令和10年度まで	3,683 千円
西の里ポンプ場自家発電設備更新工事	令和7年度から令和8年度まで	333,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	811,982 千円	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	起債の日から40年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし必要に応じ繰上償還することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

105,162 千円

(他会計からの補助金等)

第10条 下水道事業の運営経費に充てるため、一般会計からこの会計へ受け入れる補助金等の金額は、540,652 千円である。

令和7年2月17日提出

北広島市長 上野正三